

第2次糸島市男女共同

参画社会基本計画

(平成28年度－平成32年度)



糸島市

糸島市男女共同参画都市宣言

わたしたちは
男女が対等なパートナーとして
あらゆる分野に参画し
ともに責任を分かち合い
支え合う社会の実現をめざし

ここに「男女共同参画都市」を宣言します

- 1 男女がお互いの人権を尊重し、性別により差別的取扱いをすることのないまちをつくります。
- 1 男女が性別に関わりなく、一人ひとりの個性と能力を発揮できるまちをつくります。
- 1 市民、行政、議会、事業者等が男女共同参画の重要性を理解し、それぞれの責務を果たすまちをつくりま

平成 28 年 3 月 25 日 糸島市

はじめに

豊かな市民生活と社会の持続的発展のためには、性別に関わりなく、多様な生き方が尊重され、すべての人が個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現が不可欠です。

本市では、これまで「糸島市男女共同参画社会推進条例」の理念のもと、「糸島市男女共同参画社会基本計画」を策定し、様々な取組を積極的に進めることで、男女共同参画社会の実現に向け邁進してまいりましたが、依然として多くの課題が残っています。

そこで、これまでの状況を踏まえ、平成 32 年度までの 5 年間を計画期間とする「第 2 次糸島市男女共同参画社会基本計画」を策定しました。

“いとしま”が元気なまちであるためには、市民の皆様一人ひとりが生き生きと活躍することはもちろん、今まで以上に性別を問わず、すべての人々がいろいろな場面に参画し、自分らしく暮らせる社会が必要となっています。

そのためにも、男女共同参画への理解を深め、意識を高めていくことが求められており、企業などの事業者や学校、家庭、地域等広い範囲の方へアプローチするため、本計画は体系を整理し、見やすく、より身近で分かりやすい計画となるよう努めました。

本計画の着実な推進のためには、行政だけではなく、市民の皆様の協働が欠かせないものであり、積極的な参画を含め、皆様の一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、この計画の策定にあたり、糸島市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、パブリックコメントを通じ、貴重な意見をお寄せいただきました市民の皆様に、厚くお礼を申し上げます。

平成 28 年 3 月

糸島市長 月形 祐二

【目次】

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の背景 1
- 2 計画の趣旨 3

第2章 計画の基本的方針

- 1 計画の基本目標 5
- 2 計画の体系 6

第3章 基本目標ごとの基本施策、主な事業

- 1 重点項目 7
- 2 基本目標
 - I 男女共同参画を推進するまちづくり 8
 - II 人権を尊重し、安全・安心に暮らせるまちづくり . . . 17

資料

- 1 糸島市男女共同参画社会基本計画策定経過 27
- 2 糸島市男女共同参画審議会委員名簿 28
- 3 糸島市男女共同参画推進条例 29
- 4 糸島市男女共同参画に関する市民意識調査概要 33
- 5 男女共同参画をめぐる国内外の動き 40
- 6 用語解説 43

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

(1) 国の動向

国は、男女共同参画社会の実現に向け、平成 11 年 6 月に「男女共同参画社会基本法（以下「基本法」という。）」を制定し、少子高齢化の進展や社会経済の急速な変化に対応するため、男女共同参画社会の実現を我が国における重要課題として位置づけています。

また、基本法に基づき、平成 12 年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。平成 17 年の「男女共同参画基本計画（第 2 次）」を経て、平成 22 年 12 月に「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定され、それらの成果を踏まえつつ、施策の基本的な方向や具体的な取組をまとめた「第 4 次男女共同参画基本計画」が平成 27 年に策定されています。

その他にも、平成 23 年に「次世代育成支援対策推進法」、平成 24 年には改正された「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」、平成 27 年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「活躍推進法」という。）」等が制定され、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の推進調和のための行動指針」の策定などと合わせ、様々な制度が整備されてきました。

中でも、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）」については、平成 19 年及び平成 25 年の改正により、市区町村における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」策定が努力義務になったことに加え、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法律が適用されることになり、被害者支援に向けた取組が推進されています。

しかし、平成 21 年に国連の女子差別撤廃委員会の最終見解で指摘されたように、今なお根強く残る固定的性別役割分担意識の解消や、男女の賃金格差の是正、女性に対する暴力に関する取組の強化など、まだ取組が不十分な部分も見受けられることから、女性差別解消に向けたより一層の取組が求められています。

実際、国際比較における指標をみても、人々の生活の質や発展の度合いを示す人間開発指数（HDI）では 188 か国中 20 位（平成 27 年）、教育水準や妊産婦死亡率等を示すジェンダー不平等指数（GII）は 155 か国中 26 位（平成 26 年）となっていますが、男女格差を示すジェンダー・ギャップ指数（GGI）は 145 か国中 101 位（平成 27 年）となっており、政治や経済活動の分野における女性の活躍が進んでいない日本の現状が示されています。

(2) 県の動向

福岡県では、平成 13 年に「福岡県男女共同参画推進条例」が制定され、平成 14 年には「第 1 次福岡県男女共同参画計画」が策定されました。平成 18 年及び平成 23 年の改正を経て、平成 28 年 3 月に「第 4 次福岡県男女共同参画計画」が策定されています。

また、配偶者等からの暴力の防止等の取組についても、「福岡県配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する基本計画」が平成 18 年度に策定され、平成 23 年の改定を経て、平成 28 年 3 月に現在の基本計画が策定されています。

(3) 本市の取組

本市では、平成 22 年 4 月に「糸島市男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）」を制定し、平成 23 年 3 月に「糸島市男女共同参画社会基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定しました。

男女共同参画社会の形成に向けた施策を推進するため、男女共同参画社会推進本部（以下「推進本部」という。）や男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置し、計画の実施状況を確認するなど、全市的な進捗管理を行っています。

①基本計画（平成 23 年度－平成 27 年度）で進んだ主な施策

- ・女性の積極的登用
「審議会等への女性の登用促進に関する規程」に基づき、審議会等への女性の登用率について、30%以上を達成しました。
- ・DV、女性相談に関する相談窓口の周知
広報等に加え、支援カードを作成し、市民への一層の周知を図り、相談件数が増加しました。
- ・強調月間等の周知及び事業
毎年 6 月に実施している強調月間事業において、街頭啓発等の周知に努めた結果、講演会等への参加者が増加しました。

②基本計画（平成 23 年度－平成 27 年度）で残された主な課題

- ・男女共同参画に関する認知度の低さ
男女共同参画社会の実現に向け、意識啓発に取り組んできましたが、平成 26 年度に実施した市民意識調査において、認知度が低い結果が示されており、より効果的な啓発が課題となっています。
- ・DV、女性相談等における組織的な支援
関係課を含めた組織的な支援を行うため、体系的な指針としての基本計画の策定が課題となっています。

2 計画の趣旨

(1) 計画の目的と基本理念

本計画は、男女が互いにその人権を尊重し、共に責任を担い、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において対等に参画できる男女共同参画社会の実現を目的とし、条例第3条に掲げる基本理念に則り、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定しています。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会の実現に向けて、本市の基本的な考え方と施策の方向性を示したもので、基本法第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」にあたります。

また、基本目標Ⅰ基本施策3は、活躍推進法第6条第2項に規定する「市町村推進計画」に、また、基本目標Ⅱ基本施策1は、DV防止法第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」にあたります。

(3) 計画の性格

本計画は、基本計画(平成23年度～平成27年度)を引き継ぐとともに、平成26年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査(以下「市民意識調査」という。)の結果を踏まえて策定しており、条例第9条に規定する「推進計画」として位置づけています。

また、同9条で規定される「行動計画」及び「実施計画」については、毎年度「アクションプラン」として策定し、一体的な基本計画として管理していきます。

なお、本計画は、本市の「第1次糸島市長期総合計画後期基本計画」に基づく男女共同参画分野での個別計画であり、「糸島市次世代育成支援対策行動計画(平成27年度～平成31年度)」、「糸島市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画(平成27年度～平成29年度)」、「糸島市障害者計画(支援の輪プランいとしま)(平成28年度～平成32年度)」、「健康増進計画(健康いとしま21後期計画)(平成28年度～平成32年度)」、「生涯学習基本計画(平成24年度～平成33年度)」等の各計画とも整合性を図り、男女共同参画を推進するため、総合的かつ計画的な施策の実現を目指すものです。

(4) 計画の期間

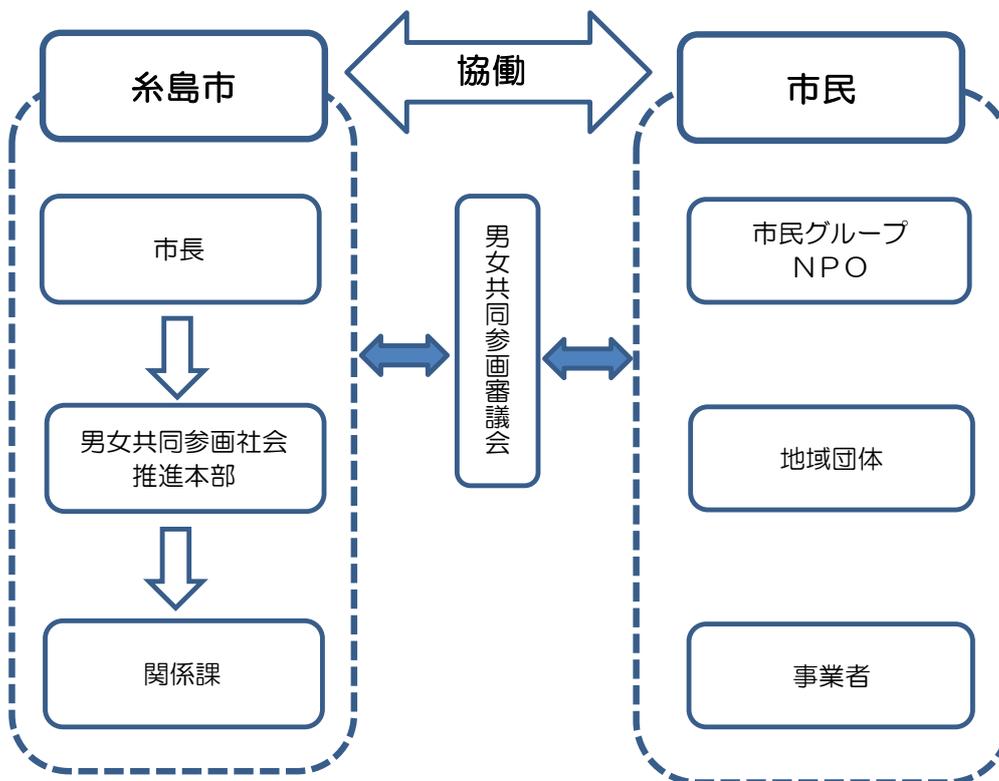
本計画の期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。
なお、具体的な施策や取組については、社会情勢や環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直していくものとします。

(5) 計画の推進

男女共同参画社会の実現には、本計画の着実な推進が重要であり、推進本部や審議会を中心に、計画の進捗状況について確認や評価を行い、課題の解決を目指します。

具体的には、本計画で掲げる 7 つの基本施策について、時代の変化に合わせた取組を考えながら、関係課と連携し、目標の達成に向けた施策を計画します。各課の施策については、毎年度、行動計画（アクション・プラン）として集約するとともに、推進本部や審議会へ報告し、全体的な視点のもと、進行管理を行っていきます。

■ 計画の推進体制図



第2章 計画の基本的方針

1 計画の基本目標

これまで、男女共同参画の推進は、各種講座・講演会の開催やパンフレット・市広報等による周知啓発など、意識啓発を中心に行われてきました。しかし、これらの取組には、参加する人の性別や年代が限られている、そもそも関心がない人からは注目されない、といった問題があります。更に、固定的性別役割分担意識についても、いまだに根強く見受けられており、市民意識調査においても、同様の調査結果が示されていることから、従来の取組のみでは不十分だといえます。

そこで、このような状況の中、本市は引き続き男女共同参画に対する意識啓発を行うとともに、男女共同参画推進のための拠点施設である糸島市男女共同参画センターラポールを中心に、市民や地域活動団体、事業者など多様な主体と連携・協働し、男女共同参画社会の実現に向けたより実践的な活動に取り組みます。

本計画では、こうした取組にあたり、2つの基本目標を設定するものとし、その目標ごとに基本施策や主要事業に取り組みます。

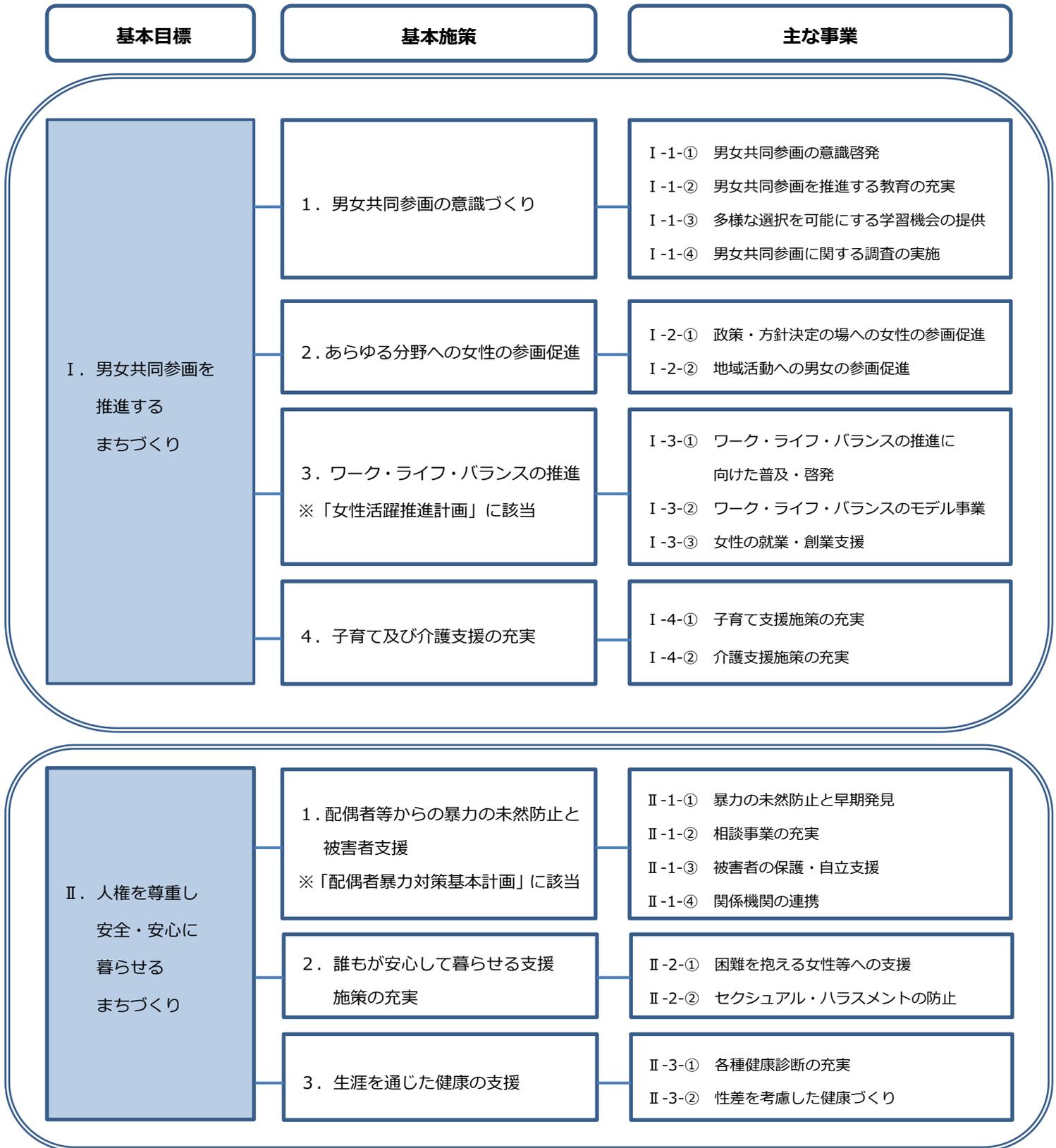
I 男女共同参画を推進するまちづくり

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、共に責任を担い、性別に関わりなく、その個性と能力を発揮し、ライフステージに応じた多様な生き方を選択・実現できる**まちづくり**に取り組みます。

II 人権を尊重し、安全・安心に暮らせるまちづくり

人権は、人間が生まれながらにして持っている基本的な権利であり、それを脅かすような様々な暴力を防ぎ、誰もが安心して生活できる**まちづくり**に取り組みます。

2 計画の体系



第3章 基本目標ごとの基本施策、主な事業

1 重点項目

本計画は、従前の基本計画が掲げていた基本目標を継承しつつ、市における男女共同参画の現状やこれまでの取組状況等を踏まえたうえで、特に力を入れるべき2つの重点項目を定め、男女共同参画社会の実現を目指します。

①【糸島市男女共同参画センターラポールの活用推進】

- 男女共同参画社会を実現するための活動拠点として、糸島市男女共同参画センターラポールを活用し、関係団体等と連携を図り、魅力ある事業の展開を心がけるとともに、施設の利便性向上や充実・活性化を図り、PRに努めていきます。

②【女性への暴力の根絶に向けた取組】

- 配偶者やパートナーからの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現に向け克服すべき重要な課題であることから、暴力についての正しい認識や対処法の啓発、被害者の立場に立った支援に取り組みます。



男女共同参画センターラポール

2 基本目標

I 男女共同参画を推進するまちづくり

男女共同参画社会とは、男女が互いにその人権を尊重しつつ、共に責任を担い、性別に関わりなくその個性と能力を発揮できる社会のことであり、その実現のためには、すべての市民が性別に関わりなく、社会の対等な構成員としてお互いを尊重し合いながら、自分らしい生き方や働き方を柔軟に選択できる仕組みづくりが重要です。

その実現に向け、男女共同参画推進の拠点施設である糸島市男女共同参画センターラポールを中心に、生涯を通じて男女共同参画について学び、参画できる場の提供を行うとともに、本市教育委員会がこれまで培ってきた人権を尊重し生きる力を育む学校教育をより一層推進していきます。

特に、少子高齢化社会が急速に進展している状況で、活力ある地域社会を形成・維持するためには、男女がともに希望どおりに暮らすことのできる社会が必要であり、地域における男女共同参画の推進が大きな意味を持つこととなります。

その意味でも、高齢者福祉や子育て、防災・防犯活動など多様な地域活動の中心で、女性の力が大きな役割を果たすことはもちろん、農山漁村などの地域社会においても、より女性の参画を推進していくことで、地域活性化を図ることが求められています。

このような状況の中、男女共同参画社会の実現を目指し、国同様に、各分野における女性の参画割合を高めていくよう努め、男女共同参画の視点をあらゆる施策に反映できるように取り組むとともに、新しい分野へのチャレンジを支援していきます。

基本施策 I - 1 男女共同参画の意識づくり

男女が、社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、その個性と能力を十分に発揮できるよう、多様な生き方が尊重されなければなりません。

基本法が制定されて15年、本市においても条例や基本計画が策定され、様々な事業が推進されてきていますが、市民意識調査で明らかになったように、「男女共同参画社会」という言葉の認知度は高いとは言えず、また固定的性別役割分担意識は、依然として根強いものがあります。

長い時間をかけて形成されてきた固定的性別役割分担意識は、すぐに変わるものではありませんが、自らが希望するライフスタイルを主体的に選択できるように、あらゆる人々が性別にとらわれない生き方や社会参画の必要性についての認識を持ち、理解を深めていくことが、男女共同参画社会を目指すうえで必要です。

そして、そのような男女共同参画社会を実現するためには、人権の尊重や男女平等に関する意識啓発が重要であり、そのための拠点施設として、糸島市男女共同参画センターラポールを活用し、意識づくりを推進していきます。

● 「男女共同参画社会」という言葉を、どの程度知っていますか。

□内容をよく知っている □内容を少し知っている □聞いたことはあるが、内容は知らない □全く知らない □無回答



n=794

出典：第1回 糸島市 男女共同参画に関する市民意識調査（H26年度）

成果指標	現状値(平成 26 年度)	目標値(平成 32 年度)
「男女共同参画社会」という言葉の認知度	44.4%	60.0%

■ 主な事業

① 男女共同参画の意識啓発

糸島市男女共同参画センターラポールを中心に、市民が人権を尊重し、男女共同参画意識の醸成を図るための意識啓発や学習機会の提供とともに、男女共同参画への男性の理解促進を含めた意識啓発に取り組みます。

【事業内容】

- ・ 市民や事業者に向けた周知啓発
- ・ 糸島市男女共同参画センターラポールの機能充実
- ・ 国際的取組等に関する情報提供
- ・ 男女共同参画に関する市職員への研修実施

② 男女共同参画を推進する教育の充実

教育の場において、男女がともに、固定的性別役割分担意識にとらわれず、個人の尊厳と男女平等の理念を推進していく教育や学習の充実を図るとともに、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育を含む学習機会の提供に取り組みます。

【事業内容】

- ・ 教育の場における男女平等教育の実施
- ・ 教職員への研修の充実

③ 多様な選択を可能にする学習機会の提供

成人後も多様な生き方や社会のあらゆる分野への参画が選択できるよう、ライフステージに応じた学習機会を提供していきます。

【事業内容】

- ・ 男女共同参画に関連した学習機会の提供
- ・ 託児実施の支援による学習機会の提供

④ 男女共同参画に関する調査の実施

男女共同参画に関する施策を推進していくうえで、本市における現状や課題を把握するため、調査・研究や情報収集・分析を強化します。

【事業内容】

- ・ 男女共同参画に関する調査の実施
- ・ 市民意識調査の実施

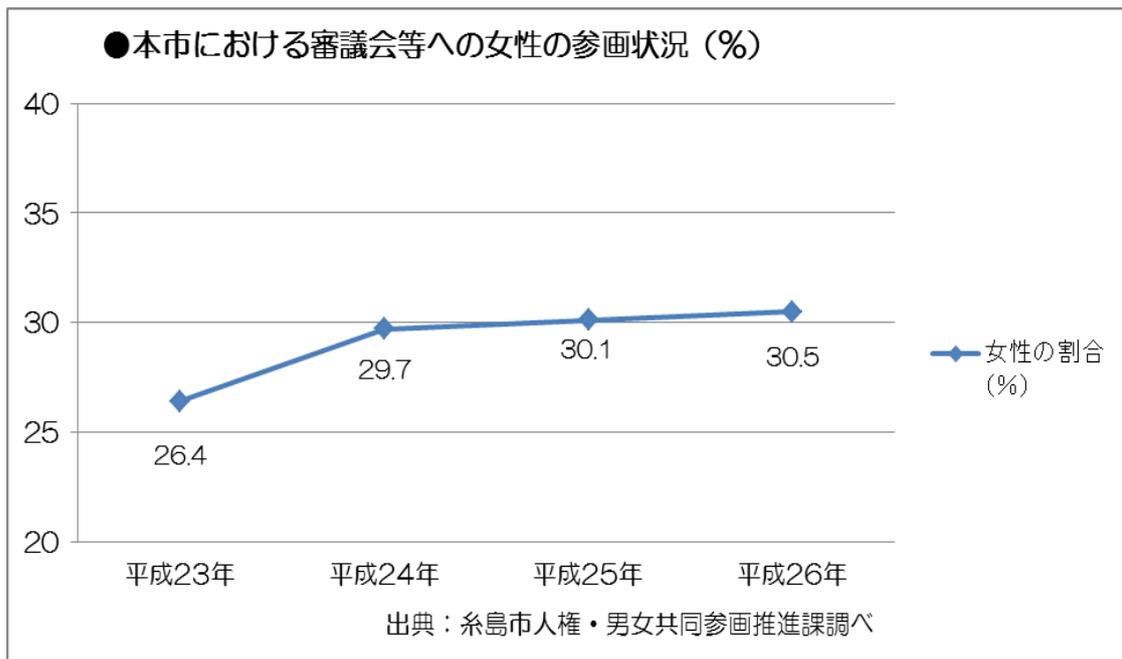
基本施策 I - 2 あらゆる分野への女性の参画促進

男女共同参画社会の実現に向けて、男女が社会のあらゆる分野に対等に参画し、共にその責任を担うことが求められています。

また、活力に満ちた地域社会を創造するためには、多様な人材の能力を活用することはもちろん、様々な視点や考え方を導入し、新たな発想を取り入れていくことが重要です。

こうした観点からも、あらゆる分野において女性の参画を促進していく必要があるものの、本市においては、残念ながら政治・行政・企業・地域における方針決定過程における女性の参画状況は低く、女性の意見が十分に反映されているとは言い難い状況です。

あらゆる分野へ女性が参画し、男女の意見が適切に反映されるよう、本市の関係機関の委員や市、学校における指導的な地位に占める女性の割合を高め、あらゆる分野への女性の参画が促進されるような環境の整備に取り組みます。



成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
審議会等への女性委員の参画状況 (地方自治法第 202 条の 3 に定める審議会等)	30.5%	40.0%

■主な事業

①政策・方針決定の場への女性の参画促進

男女共同参画の視点に立ち、男女がともに暮らしやすい社会の実現に向け、審議会等の委員における女性の参画を促進し、政策や方針の決定過程への女性の参画を拡大します。

また、農林水産業や商工業の分野においても、女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるように、啓発活動に取り組みます。

【事業内容】

- ・ 審議会等への女性の参画促進
- ・ 市役所における男女共同参画の促進

②地域活動への男女の参画促進

福祉や教育分野への女性の参画は進んでいますが、地域の様々な課題を解決するためには、自治会活動や防災活動など様々な地域活動への男女の参画を進める必要があります。

また、男女共同参画推進の取組を行う団体の活動や市民が主体となって行う活動を支援し、市民と一体となって男女共同参画を推進する体制を整えます。

【事業内容】

- ・ 地域活動における男女共同参画推進の啓発や人材育成
- ・ 地域防災等への女性の参画
- ・ 男女共同参画推進の取組を行う団体や市民の活動に対する支援

基本施策 I - 3 ワーク・ライフ・バランスの推進

男女がともに、多様な生き方が尊重され、その個性と能力を発揮して、社会のあらゆる分野に対等に参画し、また充実した生活を送るためには、ワーク・ライフ・バランスを実現し、仕事と生活のそれぞれの場面で責任と喜びの双方を分かち合うことが不可欠です。

ワーク・ライフ・バランスを推進することで、個人にとっては、仕事による生活の基盤の確保に加え、プライベートを充実させる時間の確保や、多様で柔軟な働き方の選択といったメリットがあり、企業にとっても、優秀な人材の確保や生産性の向上などのメリットが期待できます。

また、豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮できることが一層重要であることから、女性の職業生活における活躍を推進するために、本施策を活躍推進法に基づく「女性活躍推進計画」として位置づけ、地域活動の活性化や社会全体の好循環に向け、行政だけでなく、市民や企業、地域活動団体等と連携して、積極的に取り組んでいきます。

● 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を、どの程度知っていますか。

内容をよく知っている 内容を少し知っている 聞いたことはあるが、内容は知らない 全く知らない 無回答



n=794

出典：第1回 糸島市 男女共同参画に関する市民意識調査（H26年度）

成果指標	現状値（平成 26 年度）	目標値（平成 32 年度）
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度	28.3%	50.0%

■主な事業

①ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発

男女がともに働きやすく、能力を発揮できる職場づくりのために、仕事中心の生き方や長時間労働を前提とした働き方や、家事全般における女性への偏重を見直し、ライフスタイルに応じた多様な働き方に向けた支援を行います。

また、引き続き、ワーク・ライフ・バランスの必要性やその効果について、積極的に情報提供や啓発を行います。

【事業内容】

- ・市民への情報提供、啓発
- ・企業への情報提供、啓発

②ワーク・ライフ・バランスのモデル事業

本市は、次世代育成計画特定事業主として、市内事業者へのロール・モデルとなるべくワーク・ライフ・バランスを推進し、その実績を公表することで、市内企業等への啓発を図ります。

また、市内企業等の実態を把握し、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する事業者のニーズに応じた情報発信や市内企業独自の取組事例の紹介などを行い、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた周知啓発を行います。

【事業内容】

- ・市内企業との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進
- ・ワーク・ライフ・バランスに関する先進事例の紹介
- ・モデル事業者としての市役所の取組

③女性の就業・創業支援

女性が経済的に自立し、ライフスタイルに合わせて、仕事や様々な社会活動において活躍することができるよう、農林水産業や商工業の分野での創業や再就職等に関して、情報提供や相談の実施、セミナー開催等の支援を行います。

【事業内容】

- ・創業に必要な知識と情報提供
- ・女性の就業に向けた能力開発や技能習得のための講座の開催

基本施策 I - 4 子育て及び介護支援の充実

自分らしく働きたいと願う男女が増えている一方で、長時間労働や両立支援制度など労働環境の改善とともに、子育て支援や介護支援などライフステージごとの課題に対応した施策の展開が課題となっています。

全国的に、出産を機に多くの女性が離職するなど、子育てをめぐる環境が厳しさを増しつつある中で、少子化傾向が今後も続くことによる社会経済への深刻な影響を考えた場合、就労の有無や男女を問わず、社会全体で子育て環境の改善に取り組む必要があります。

また、本市においても、65歳以上の高齢者が全人口に占める割合が約26%となっており、介護の問題は男女ともに大きな課題となっています。

このような少子高齢化社会の中で、自分らしい生き方をバランスよく送るためには、介護に関わる相談体制や情報提供の充実のほか、介護する家族等のニーズに応じた支援が必要です。

こうした課題に対応すべく、新たな子育て支援制度や地域包括ケアシステムの実現等により子育てや介護の負担軽減を進めることで、男女がともに子育てや介護をしながら働き続けることができる環境の整備を推進していきます。

成果指標	現状値(平成26年度)	目標値(平成32年度)
放課後児童クラブ対象児童	小学校1年～3年生	小学校1年～6年生
病児・病後児保育利用者数(年間)	460人	800人

【出典：子ども・子育て支援事業計画】

■ 主な事業

① 子育て支援施策の充実

誰もが安心して子育てをしながら、仕事や地域活動に参画するために、育児で孤立する状態を防ぎ、社会全体で子育てを支援する取組を支援します。

【事業内容】

- ・ 子育て支援センターにおける子育て支援事業の充実
- ・ 病児保育の導入、病後児保育の拡充
- ・ 保育サービス等の向上に向けた施策の推進

② 介護支援施策の充実

高齢者はもちろん、その家族も地域で安心して生活できるように、家族介護者の負担軽減のための取組を支援します。

【事業内容】

- ・ 介護の負担軽減に向けた施策の充実
- ・ 地域包括ケアシステムの推進

Ⅱ 人権を尊重し、安全・安心に暮らせるまちづくり

配偶者や交際相手からの暴力やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。その被害者は女性であることが多く、尊厳を傷つけられるだけでなく、男女共同参画社会の実現を大きく阻害するものです。

中でも、家庭内における暴力は、夫婦間の暴力であっても、子どもに対しても深刻な影響を与えることが判明しており、児童虐待防止の一環としても取り組む必要があります。

また、DV以外のセクシュアル・ハラスメント等の性暴力に対しても、男女がお互いの人格を尊重し合える関係を築くために、根絶や防止に向けて、取り組むことが求められています。

このような問題に対し、根絶や防止のための啓発事業に取り組むだけでなく、離婚や家族・対人関係の問題、自分自身の生き方など様々な悩みについて、女性が安心して気軽に相談できるような相談体制を構築していきます。

また、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面するため、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことが、男女共同参画社会においては必要です。

このような観点から、女性の健康を生涯にわたり包括的に支援するための取組や男女の性差に応じた健康を支援するための取組を総合的に推進していきます。

基本施策Ⅱ-1 配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援

暴力は、男女を問わず誰に対しても、決して許されるべきものではなく、誰もが安全・安心に暮らす権利を持っています。

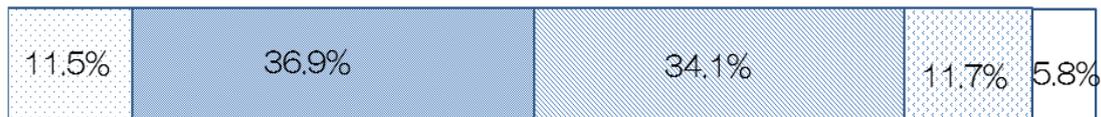
しかし、警察庁の統計による配偶者間における犯罪の検挙件数に見られるように、その被害者の多くが女性です。したがって、女性に対する暴力は、男女が対等な構成員として社会に参画するために克服すべき重要な課題といえます。

特に、近年では、SNSなどのインターネットを經由した問題も発生しており、多様化する女性への暴力に対し、迅速かつ的確に対応することが求められています。

そこで、本市においても、配偶者等からの暴力を防止し、被害者の安全確保と自立に向けた支援に取り組むため、本施策をDV防止法に基づく「配偶者暴力対策基本計画」として位置づけるとともに、配偶者等からの暴力を許さない社会づくりに向けて、より一層取り組みます。そのため、庁内関係課のほか、関係機関とも連携し、早期発見・早期対応を図ることができる相談体制を整備し、女性に対する暴力の根絶に向け総合的かつ一体的に推進していきます。

●「DV防止法」という言葉を、どの程度知っていますか。

□内容をよく知っている □内容を少し知っている □聞いたことはあるが、内容は知らない □全く知らない □無回答



n=794

出典：第1回 糸島市 男女共同参画に関する市民意識調査（H26年度）

成果指標	現状値（平成 26 年度）	目標値（平成 32 年度）
配偶者暴力防止法（DV防止法）の認知度	48.4%	70.0%

■主な事業

①暴力の未然防止と早期発見

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについての理解を進め、DVの被害者が、自分が受けている行為がDVであると認識でき、また、周囲も早期に気付くことができるよう、啓発に取り組みます。

【事業内容】

- ・DVに対する正しい理解の普及啓発
- ・若年世代に向けたデートDV等についての啓発

②相談事業の充実

DV被害者がすぐに相談できるように、様々な媒体を活用し、相談窓口の周知を図ります。

また、関係課をはじめ、関係機関と連携し、DV被害者からの相談に適切に対応できるような体制を構築します。

【事業内容】

- ・DV相談窓口の実施と窓口の周知
- ・相談者への情報提供と助言

③被害者の保護・自立支援

DV被害者の状況や、一人ひとりの状態に応じたきめ細やかな支援を行うため、関係課や関係機関と連携し、被害者の負担を軽くする支援体制を構築します。

【事業内容】

- ・行政機関等で行う諸手続きへの支援
- ・相談者への情報提供と助言

④関係機関の連携

DV防止法に掲げられた支援機関を始め、関係課や関係機関と連携し、DV被害者に対する支援を行うための協力体制を構築します。

【事業内容】

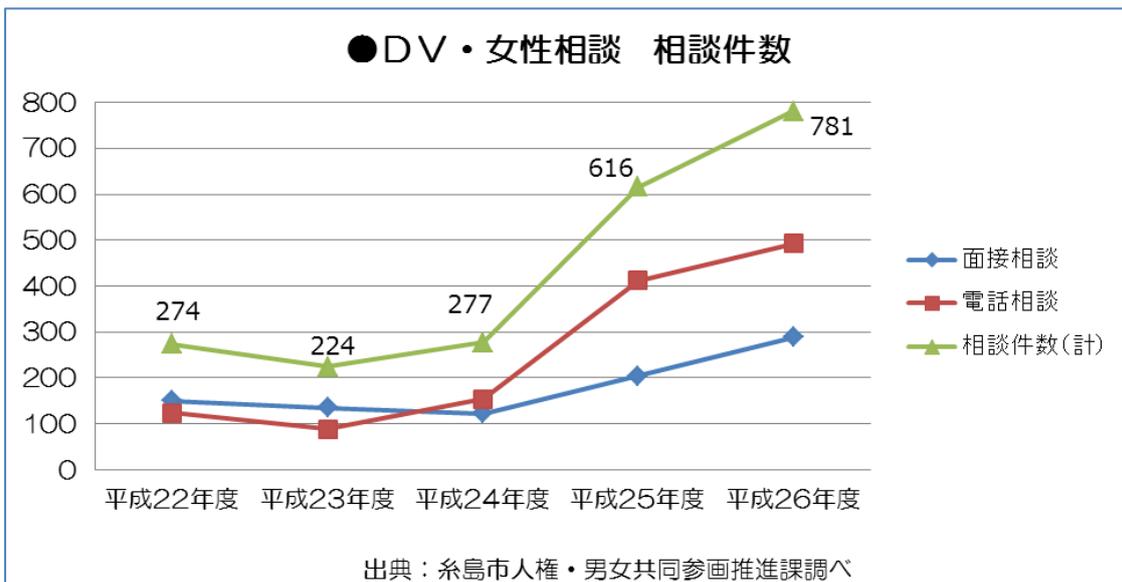
- ・関係課との連携強化
- ・福岡県、警察との連携
- ・関係職員に対する研修の実施

基本施策Ⅱ-2 誰もが安心して暮らせる支援施策の充実

ひとり親や非正規雇用労働者など、生活上の困難に陥りやすい女性が増加し、貧困等の世代間連鎖につながっている状況が問題となっています。このような状況において、生活困窮世帯の子どもへの教育支援等、個人の様々な生き方に向き合った継続的な支援が必要となっており、経済的に安心して暮らしていくことができる取組が求められています。

また、セクシュアル・ハラスメントは、相手を不快にさせる性的言動のことであり、重大な人権侵害を引き起こします。被害者が女性だけでなく、男性もなり得ることから、男女共同参画社会の実現を大きく阻害するものであり、セクシュアル・ハラスメントの防止に取り組み、安心して働くことができる環境づくりを推進していくことが必要です。

このように、男女共同参画の視点から、困難な状況に置かれている女性等が安心して暮らせる環境の整備を推進していきます。



成果指標	現状値(平成26年度)	目標値(平成32年度)
DV・女性相談件数(年間)	781件	860件

■主な事業

①困難を抱える女性等への支援

年齢や男女を問わず、様々な困難を抱える人々が、地域で安心した生活を送れるように、相談対応や情報提供を行うことで、支援を行います。

特に、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合において、関係課や関係機関等と連携し、支援していきます。

【事業内容】

- ・女性等が抱える問題に関する相談窓口の実施
- ・関係課との連携強化による支援の実施
- ・性的少数者への理解の促進

②セクシュアル・ハラスメントの防止

性別を理由とする差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメントの未然防止や早期発見に向けた意識づくりを推進し、様々な機会をとおして、事業者や市民に対し啓発活動を実施します。

また、セクシュアル・ハラスメント以外にも、パワー・ハラスメント等職場において様々な問題が見受けられることから、啓発活動に取り組みます。

【事業内容】

- ・広報、ホームページによる啓発
- ・市内企業に対する啓発
- ・ハラスメント対策の実施

基本施策Ⅱ-3 生涯を通じた健康の支援

男女が互いの性を理解し合い、相手に対する思いやりを持つとともに、生涯にわたり心身共に健康であることは、男女共同参画を推進するうえでも重要です。

特に心身の健康面で、女性は妊娠や出産に加え、女性特有の疾病等、生涯において男性と異なる様々な健康上の問題に直面するため、男女が互いの身体的性差を十分に理解し、相手に対する思いやりをもつことが求められています。

また、女性は各ライフステージで、身体的な変化が大きいことから、女性特有の疾病の予防や出産・産後の母体ケアまで含めた健康施策に取り組む必要があり、併せて、性と生殖に関する健康と権利（以下「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」という。）に関する正しい認識と理解を深めることが必要です。

成果指標	現状値（平成 26 年度）	目標値（平成 32 年度）
乳がん検診受診率	19.8%	50.0%
子宮がん検診受診率	22.6%	50.0%

【出典：健康増進計画（健康いとしま 21 後期計画）】

■ 主な事業

① 各種健康診断の充実

女性がその健康状態やライフステージに応じ、生涯を通じた自己管理ができるように支援します。

また、性差を考慮した健診・保健システムの確立を目指し、より効果的な実施方法を検討していきます。

【事業内容】

- ・ 女性特有のがん検診の推進
- ・ ライフステージに応じた健康づくり支援
- ・ 総合健診やファミリー健診における健診の支援

② 性差を考慮した健康づくり

男女が互いの性を理解・尊重できるように、家庭や学校教育の場で発達段階に応じた性に関する正しい知識についての教育を行います。

特に、リプロダクティブ・ヘルス/ライツが、生涯を通じて女性の人権であるという考え方の啓発に取り組みます。

【事業内容】

- ・ 健康保持のための健康講座の実施
- ・ リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発
- ・ 学校教育を通じた適切な性に関する教育の推進

資料

糸島市男女共同参画社会基本計画策定経過

期日等	会議名等	内容等
平成 27 年 1 月 29 日	第 1 回 男女共同参画審議会	策定スケジュールについて
4 月 14 日	第 2 回 男女共同参画審議会	基本計画の策定方針について
5 月 21 日	第 1 回 基本計画策定委員会	基本計画の策定方針について
7 月 16 日	第 2 回 基本計画策定委員会	基本計画（案）について
8 月 5 日	第 3 回 基本計画策定委員会	基本計画（案）について
9 月 4 日	第 3 回 男女共同参画審議会	基本計画（案）について
10 月 5 日	第 4 回 男女共同参画審議会	基本計画（案）について
11 月 6 日	第 4 回 基本計画策定委員会	基本計画（案）全体の確認
11 月 10 日	第 5 回 男女共同参画審議会	基本計画（案）全体の確認
11 月 18 日	庁議	中間報告
11 月 18 日～	各課確認	
12 月 1 日～	パブリックコメント	
1 月 19 日	第 6 回 男女共同参画審議会	答申について
1 月 26 日	答申	
2 月 2 日	第 1 回 推進本部会議	基本計画審議
3 月 25 日	第 2 回 推進本部会議	基本計画決定

糸島市男女共同参画審議会委員名簿

	氏 名	所 属 等
会長	野々村 淑子	九州大学大学院 人間環境学研究院教授
副会長	満生 治幸	糸島市民生委員児童委員 二丈地区副会長
	井上 泰俊	糸島市行政区長会 校区代表者
	岩城 和代	弁護士
	小島 幸江	まえばる女性ネットワーク 会長
	佐藤 倫子	公募委員
	重藤 ひとみ	公募委員
	谷口 洋子	男女共同参画ネットワーク(二丈ひとの輪ネット) 会長
	原田 重正	糸島農業協同組合 非常勤理事
	宮崎 眞希子	糸島市教育委員会 教育委員
	山下 紀子	糸島市商工会 女性部副部長
	横川 紀一	志摩男女共同参画ネットワーク

※50 音順、敬称略

糸島市男女共同参画社会推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 基本的施策（第9条—第24条）

第3章 男女共同参画苦情処理委員（第25条—第32条）

第4章 苦情及び救済の申出の処理（第33条—第40条）

第5章 男女共同参画審議会（第41条）

第6章 雑則（第42条）

附則

日本国憲法には、個人の尊重、男女の平等がうたわれています。わが国では、国際的な取組と連動しながら、男女平等の実現に向けた法や制度の整備が着実に進められ、平成11年6月には「男女共同参画社会基本法」が制定されて、男女共同参画社会の形成が21世紀の最重要課題と位置付けられました。

しかしながら、今もなお、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会制度や慣行が根深く残っており、そのことが、男女の生き方の自由な選択や社会活動への参画の機会を妨げる要因になっています。

一方、少子高齢化の進行や社会経済情勢の急速な変化などにより、従来型の社会のあり方が問われるようになってきました。新たな活力ある社会をつくるためにも、男女が対等なパートナーとして、さまざまな分野に参画していくことが求められています。

このような状況を踏まえ、ここに、糸島市の男女共同参画社会の形成に関する基本理念を定め、市と市民と事業者等が協力し合っ、男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある糸島市を実現するために、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市の男女共同参画社会の形成に関する基本理念を定め、市、議会、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市 市長、教育委員会その他の執行機関をいう。
- (4) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内を

活動の拠点とする個人をいう。

- (5) 事業者等 市内において、事業又は活動を行う法人（個人事業主を含む。）及び団体をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により、相手方の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又はその生活環境を害することをいう。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 夫婦、恋人等親密な関係にある人から受ける身体的、精神的、性的、経済的又は言語的な暴力及び虐待（子どもを巻き込んだ暴力及び虐待を含む。）をいう。
（基本理念）

第3条 次に掲げる事項を基本理念として、男女共同参画社会の形成を推進しなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による直接的又は間接的な差別的取扱いをしないこと。
- (2) 男女の個性が共に尊重され、能力が発揮できる機会を確保すること。
- (3) 性別による固定的な役割分担意識を反映した社会における制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらが男女の社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことのないよう配慮すること。
- (4) 男女が社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者等の事業若しくは活動方針の立案及び決定に対し共同して参画する機会を確保すること。
- (5) 家族を構成する男女が、家事、子育て、介護その他の家庭生活において、家族の一員として互いに協力し、かつ、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動に、対等に参画できるようにすること。
- (6) 学校教育、社会教育その他のあらゆる教育の場において、人権教育及び男女平等教育を推進すること。
- (7) 男女の対等な関係のもとに、互いの性を理解し、妊娠、出産等性と生殖に関して自らの意思が尊重され、生涯を通して健康で安全な生活を営む権利を確保すること。
- (8) 男女共同参画社会の形成は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調のもとに行われること。

（市の責務）

第4条 市は、男女共同参画社会の形成を推進するための施策（以下「推進施策」という。）を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、国、県その他地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者等と協力して推進施策を実施しなければならない。
- 3 市は、推進施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。

（議会の責務）

第5条 議会は、意思決定機関として、男女共同参画社会の形成の推進に配慮しなければならない。

（市民の責務）

第6条 市民は、男女共同参画社会の形成に関する理解を深め、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動

において、自ら積極的に参画するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第7条 事業者等は、事業又は活動において、男女が対等に参画する機会を確保するため、積極的改善措置を実施するよう努めるとともに、家庭生活と両立することができるよう環境の整備に努めなければならない。

2 事業者等は、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

3 事業者等は、糸島市指名競争入札参加資格等に関する規程（平成22年糸島市告示第22号）第2条の規定による申請及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により条例で定める指定管理者の指定の申請をするときは、男女共同参画の推進状況を報告しなければならない。

4 事業者等は、事業又は活動に対し、市から補助金の交付を受けるときは、男女共同参画の推進状況を報告しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、この限りでない。

(差別的取扱い等の禁止)

第8条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

3 何人も、性同一性障害を理由とする差別的取扱いをしてはならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第9条 市長は、推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、推進計画、行動計画及び実施計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定するときは、あらかじめ糸島市男女共同参画審議会（第5章の章名、第41条の見出し及び同条第1項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴くとともに、広く市民の意見を反映させるための措置を講じるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

(施策への配慮)

第10条 市は、施策を策定し、及び実施するときは、男女共同参画社会の形成の推進に配慮しなければならない。

(委員の構成割合)

第11条 市は、法第138条の4第3項の規定による附属機関及び本市の条例、規則等の規定により設置する審議会等の委員を任命し、又は委嘱するときは、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の3以上となるよう努めなければならない。

(模範的職場環境)

第12条 市は、次に掲げる事項を実施し、職場における男女共同参画社会の形成の推進の模範とならなければならない。

(1) 女性の職域の拡大を図るとともに、管理職への登用率を高

めること。

(2) 職員が育児休業、介護休暇等家庭生活を支援する制度を性別にかかわらず活用できる環境をつくること。

(3) 男女共同参画社会の形成の推進に関する職員研修を積極的に行うこと。

(教育の充実)

第13条 市は、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育の場において、人権意識を向上させ、かつ、男女共同参画社会の形成を推進するための教育を充実させなければならない。

2 市は、男女共同参画社会の形成を推進するため、職場、学校及び地域において、人材の育成に努めなければならない。

(家庭生活との両立支援)

第14条 市は、男女が性別にかかわらず、共に家事、子育て、介護その他の家庭生活における活動と職場、学校及び地域における活動とを両立して行うことができるよう、情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。

(地域団体への支援)

第15条 市は、地域で活動する団体が活動方針の立案及び決定過程において、男女が対等に参画する機会を確保するため、情報の提供その他の必要な支援をしなければならない。

(事業者への支援)

第16条 市は、事業者に対し、雇用の分野における男女共同参画の積極的な取組を促すため、情報の提供その他の必要な支援をしなければならない。

(個人事業主への支援)

第17条 市は、農林水産業及び商工業を営む個人事業主が当該事業において、男女が対等に経営等に参画できる機会を確保するため、情報の提供、環境の整備その他の必要な支援をしなければならない。

(市民及び団体への支援)

第18条 市は、市民及び団体が男女共同参画社会の形成の推進に向けた取組を積極的に行うことができるよう、情報の提供その他の必要な支援をしなければならない。

(相談への対応)

第19条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合（以下「人権侵害」という。）に関し、市民及び事業者等から相談を受けたときは、市、県、国及びその他の関係機関並びに民間の関係団体と連携を図り、情報の提供その他の必要な支援に努めるものとする。

(普及啓発)

第20条 市は、市民及び事業者等が男女共同参画社会の形成に関する理解を深めるため、普及啓発を行わなければならない。

(男女共同参画推進強調月間)

第21条 市は、市民及び事業者等が男女共同参画社会の形成に関する理解を深め、その取組への意欲を高めるため、毎年6月を男女共同参画推進強調月間とする。

2 市は、前項の男女共同参画推進強調月間において、市民及び事業者等の協力のもとに、行事等を実施しなければならない。

(調査研究)

第22条 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関し必要な調査研究を行う。

(年次報告)

第23条 市長は、毎年、基本計画の実施状況等を報告書にまとめ、これを公表しなければならない。

(推進拠点)

第24条 市は、糸島市男女共同参画センター（糸島市男女共同参画センター条例（平成22年糸島市条例第22号）第1条に規定する施設をいう。）を、市の男女共同参画社会の形成を推進するための拠点とする。

第3章 男女共同参画苦情処理委員

(男女共同参画苦情処理委員の設置)

第25条 市が実施する推進施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策（以下「影響施策」という。）についての苦情を適切かつ迅速に処理し、及び人権侵害における被害者の救済を適切かつ迅速に図るため、法第138条の4第3項の規定に基づき、糸島市男女共同参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。

(定数等)

第26条 苦情処理委員の定数は、2人とし、同性によって占めてはならない。

2 苦情処理委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有し、及び社会的信望を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 苦情処理委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、任期は、通算して6年を超えることができない。

4 補欠の苦情処理委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 苦情処理委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職とする。

(独任制)

第27条 苦情処理委員は、独立してその職務を行う。ただし、重要な事項については、合議するものとする。

(責務)

第28条 苦情処理委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 苦情処理委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

(兼職の禁止)

第29条 苦情処理委員は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 苦情処理委員は、市と取引関係にある法人その他の団体の役員又は苦情処理委員の公平かつ適切な職務の遂行に影響を及ぼすおそれのある職業と兼ねることができない。

(秘密を守る義務)

第30条 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(解職)

第31条 市長は、苦情処理委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、解職することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又は職務に堪えられないとき。

(2) 職務を怠り、又は職務上の義務に反したとき。

(3) 苦情処理委員として、ふさわしくない非行があったとき。

2 前項の規定による解職は、当該苦情処理委員に、解職の理由が説明され、かつ、弁明の機会が与えられた後でなければ行うことができない。

(関係機関等との連携)

第32条 苦情処理委員は、その職務の遂行に当たっては、市、県、国及びその他の関係機関並びに民間の関係団体と連携を図るよう努めなければならない。

第4章 苦情及び救済の申出の処理

(苦情及び救済の申出)

第33条 市民及び事業者等は、市が実施する推進施策又は影響施策について、苦情処理委員に苦情を申し出ることができる。

2 何人も、市内において人権侵害により被害を受けたときは、苦情処理委員に救済を申し出ることができる。

(処理の対象としない事項)

第34条 前条の規定による苦情及び救済の申出（以下「苦情等の申出」という。）の事項が次の各号のいずれかに該当するときは、苦情処理委員の処理の対象としない。

(1) 判決、裁決等により確定した事項

(2) 裁判所において係争中又は行政庁において不服申立ての審理中である事項

(3) 国会又は地方公共団体の議会に対し請願が行われた事項

(4) 苦情処理委員が既に苦情等の申出の処理を終了した事項と同一の事項であって、同一の者から申出をされた事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、苦情処理委員が処理することが適当でないと認める事項

2 前条第2項の規定による救済の申出は、当該申出に係る人権侵害があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、これを行うことができない。

(調査)

第35条 苦情処理委員は、苦情等の申出があったときは、必要な調査を行うものとする。この場合において、あらかじめ関係人に通知しなければならない。

2 苦情処理委員は、特に必要があると認めるときは、関係人に事情を聴取し、記録の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。

3 市は、前2項の調査を拒んではならない。

4 市民及び事業者等は、第1項及び第2項の規定による調査に協力するよう努めなければならない。

5 苦情処理委員が調査の結果、苦情等の申出に理由がないと認めるときは、市長は、当該申出人に遅滞なくその旨を通知しなければならない。

(是正等勧告)

第36条 苦情処理委員は、第33条第1項の規定による苦情の申出があった場合において、調査の結果に基づき、市が実施する推進施策又は影響施策が男女共同参画社会の形成に支障が生じると

認めるときは、市に対し、是正又は改善の措置を講じるよう勧告（以下「是正等勧告」という。）をすることができる。

- 2 市は、前項の是正等勧告を尊重しなければならない。
- 3 苦情処理委員は、必要があると認めるときは、市に期限を定めて、第1項の是正等勧告に対する対応結果の報告を求めることができる。
- 4 苦情処理委員は、第1項の是正等勧告を決定したとき及び前項の報告を受けたときは、当該申出人に遅滞なく通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 5 前項の公表に当たっては、個人に関する情報の保護等人権に必要な配慮をしなければならない。

（救済勧告）

第37条 苦情処理委員は、第33条第2項の規定による救済の申出（市に係るものに限る。）があった場合において、調査の結果に基づき、市が人権侵害を行ったと認めるときは、市に対し、当該人権侵害に対する救済の措置を講じるよう勧告（以下「救済勧告」という。）をすることができる。

- 2 苦情処理委員は、前項の救済勧告の決定をするときは、合議しなければならない。
- 3 市は、第1項の救済勧告を尊重しなければならない。
- 4 第1項の場合において、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

（制度改善のための意見表明）

第38条 苦情処理委員は、苦情等の申出（市に係るものに限る。）があった場合において、調査の結果に基づき、法令の定め、地方公共団体の権限の制約その他の理由により、是正等勧告又は救済勧告を行うことが困難であると認めるときは、制度改善のための意見表明（以下「意見表明」という。）をすることができる。

- 2 苦情処理委員は、前項の意見表明の決定をするときは、合議しなければならない。
- 3 第1項の場合において、第36条第4項及び第5項の規定を準用する。

（市以外のものによる人権侵害の救済）

第39条 苦情処理委員は、第33条第2項の規定による救済の申出（市に係るものを除く。）があった場合において、調査の結果に基づき、救済の必要があると認められるときは、市長に対し、被害を受けた者に必要な助言その他の支援を行うよう要請することができる。

- 2 市長は、前項の要請を尊重しなければならない。
- 3 苦情処理委員は、必要があると認めるときは、市長に期限を定めて、第1項の要請に対する対応結果の報告を求めることができる。

（自己の発意による苦情等の処理）

第40条 苦情処理委員は、第33条の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、自己の発意により、市の承認を得て調査を行い、是正等勧告又は救済勧告をすることができる。ただし、人権侵害については、市に係るものに限る。

- 2 前項ただし書の人権侵害について、調査を行うときは、被害を受けたと認められる者の同意を得なければならない。
- 3 市は、第1項の是正等勧告又は救済勧告を尊重しなければならない。

ない。

- 4 苦情処理委員は、必要があると認めるときは、市に期限を定めて、第1項の是正等勧告又は救済勧告に対する対応結果の報告を求めることができる。
- 5 苦情処理委員は、第1項の場合において、調査の結果に基づき、法令の定め、地方公共団体の権限の制約その他の理由により、是正等勧告又は救済勧告を行うことが困難であると認めるときは、意見表明をすることができる。
- 6 苦情処理委員は、第1項の是正等勧告若しくは救済勧告又は前項の意見表明の決定をするときは、合議しなければならない。
- 7 苦情処理委員は、第1項の是正等勧告又は第5項の意見表明の決定をしたときは、これを公表しなければならない。
- 8 苦情処理委員は、第1項の救済勧告の決定をしたときは、当該被害を受けたと認められる者に遅滞なく通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 9 前項の公表に当たっては、個人に関する情報の保護等人権に必要な配慮をしなければならない。

第5章 男女共同参画審議会

（男女共同参画審議会）

第41条 男女共同参画社会の形成の推進を図るため、法第138条の4第3項の規定に基づき、糸島市男女共同参画審議会を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画その他の重要事項を調査審議すること。
 - (2) 基本計画の実施状況等について意見を述べること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めること。
- 3 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

第6章 雑則

（委任）

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

糸島市男女共同参画に関する市民意識調査概要

●調査の目的

糸島市男女共同参画社会基本計画の見直しを行うにあたり、市民の男女共同参画に関する意識や実態、要望などを把握し、今後の施策推進の基礎資料とする。

●調査の対象

糸島市在住の20歳以上の人 2,000人（男女各1,000人程度）

※平成26年7月7日現在の住民基本台帳から無作為に抽出（別表 抽出内訳）。

※性別と年代に偏りなく、小学校区ごとの人口規模を反映した抽出結果となっている。

●調査方法

郵送による配布・回収

●調査期間

平成26年7月28日から平成26年8月20日まで

●回収結果

回収総数：800（回収率40.0%）

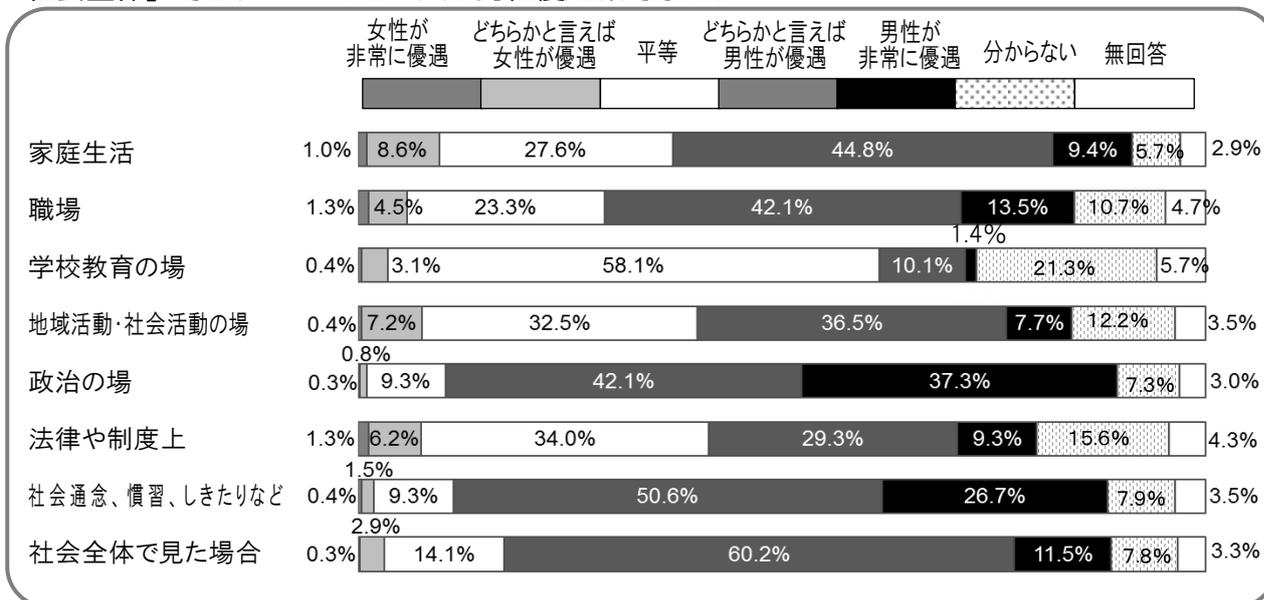
有効回答数：794（有効回答率39.7%）

※有効回答は、調査項目のいずれか1つ以上回答しているものとする。

男女の地位の平等感について

社会生活の多くの場面で男性が優遇

「学校教育の場」を除く全ての分野で、男性が優遇されていると答えた人が多くいました。「社会全体」では、71.7%もの人が男性優遇派でした。

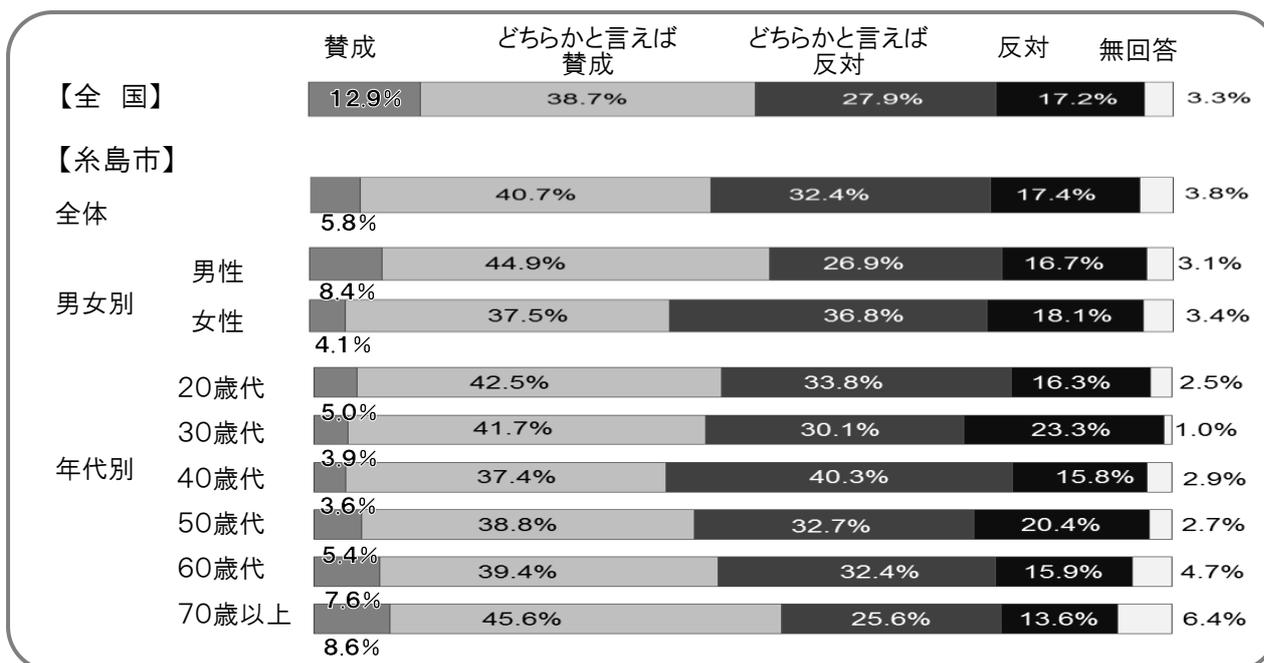


家庭生活について

「男は仕事、女は家庭」という考えに賛成 46.5%、反対 49.8%

全体では「賛成」「どちらかと言えば賛成」が 46.5%、「反対」「どちらかと言えば反対」が 49.8%で、否定的な考えを持つ人の割合がわずかに高くなりました。

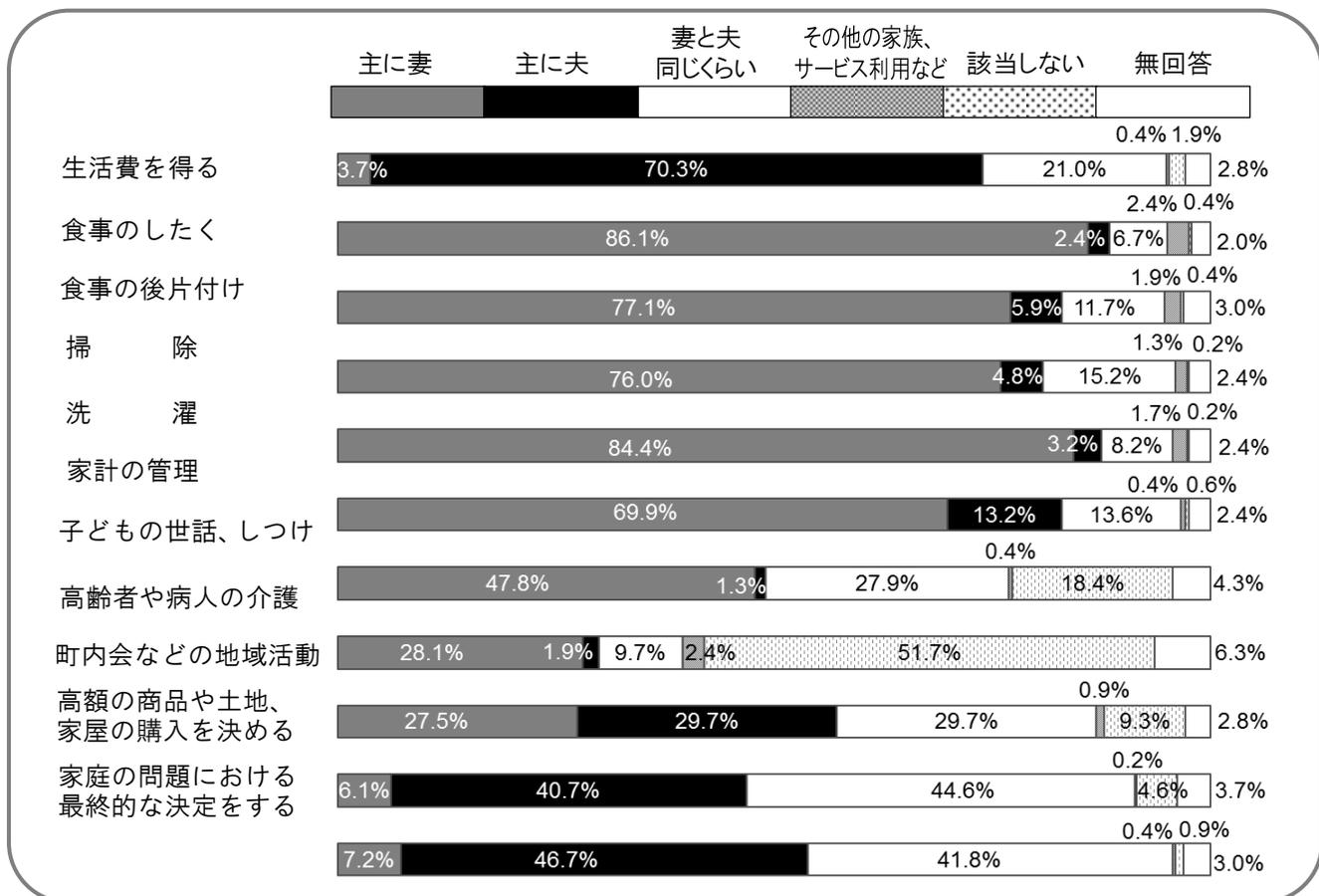
男性より女性ほうが反対が 11.3 ポイント高く、性別による役割分担意識を否定する傾向が高いようです。年齢が高くなるほど賛成が多くなりますが、若い世代でも賛成が増えていることが分かります。



家事の主役は「妻」、重要な意思決定は「夫」または「夫と妻同じくらい」

「生活費を得る」は「主に夫」の割合が非常に高く、「食事のしたく」「食事の後片付け」「掃除」「洗濯」などの家事は「主に妻」の割合が非常に高くなっています。

「高額の商品や土地、家屋の購入を決める」「家庭の問題における最終的な決定をする」など重要な意思決定は「主に夫」または「夫と妻が同じくらい」が大部分を占めています。

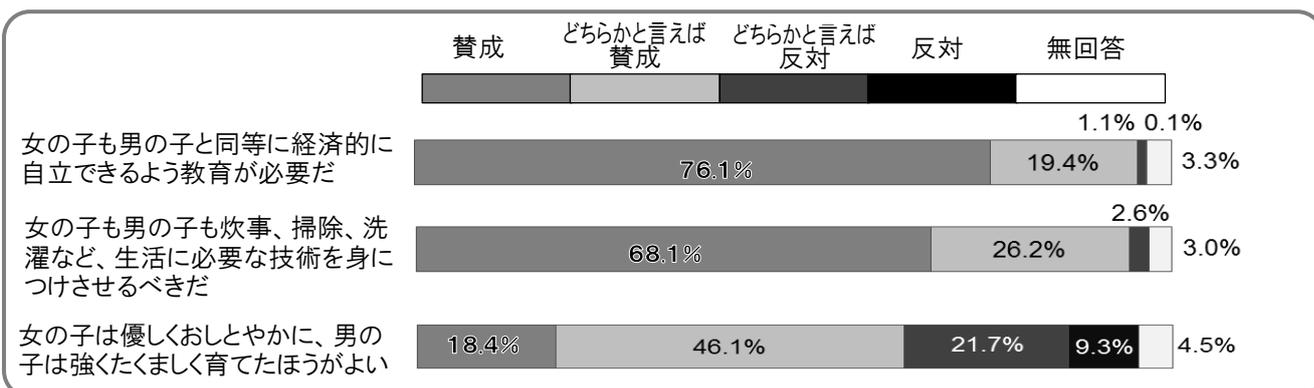


子どものしつけや教育について

経済的自立のための教育が必要と考える人が 95.5%

「女の子も男の子も同等に経済的に自立できるよう教育が必要だ」という考えについて「賛成」「どちらかと言えば賛成」の人が 95.5%になりました。

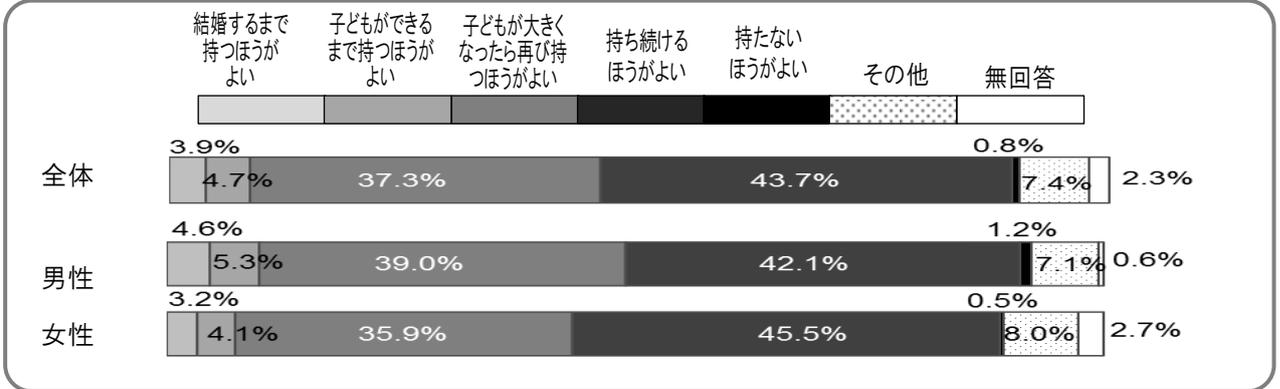
一方「女の子は優しくおしとやかに、男の子は強くたくましく育てたほうがよい」という考えは、賛否が分かれました。



職場や仕事について

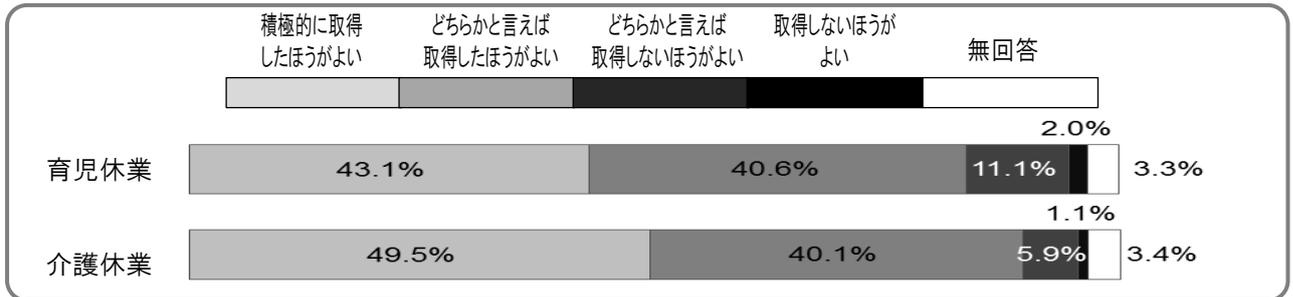
女性も「仕事を持ち続けるほうがよい」が4割以上

女性が職業を持つことについて、「ずっと職業を持ち続けるほうがよい」と思う人の割合が最も多く43.7%、次いで「子どもができたらやめ、大きくなったら再び持つほうがよい」が37.3%でした。



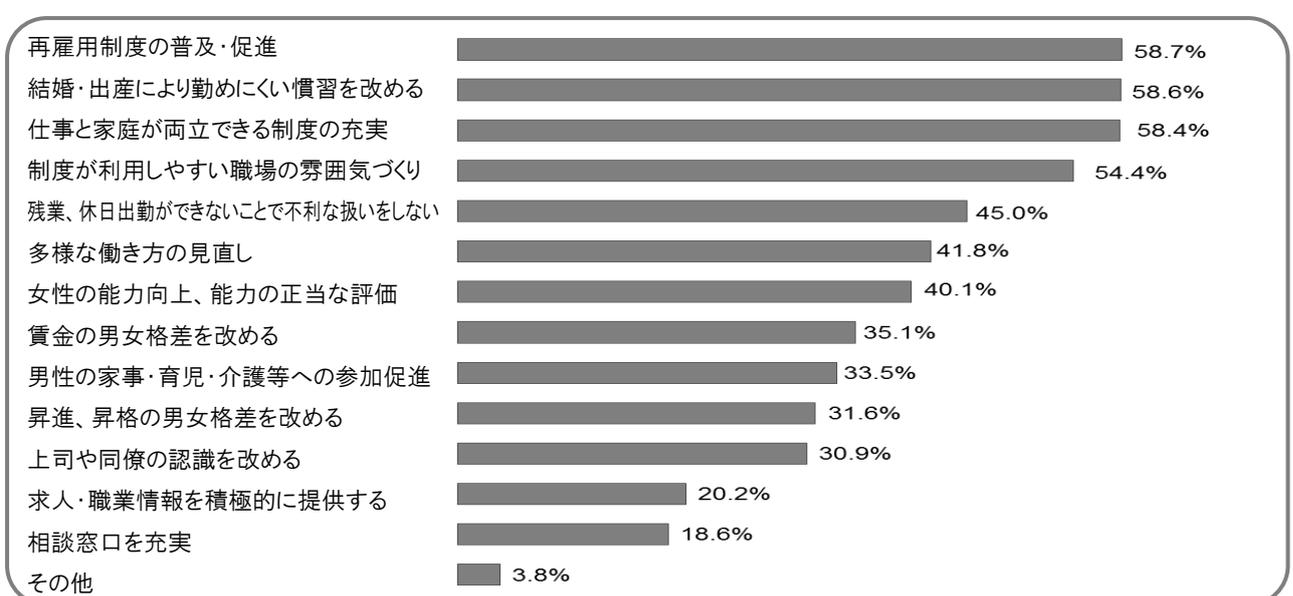
男性の育児休業取得は8割、介護休業は9割が肯定的

男性が育児休業や介護休業を取得することについては肯定的な意見が非常に多く、「積極的に取得したほうがよい」「どちらかと言えば取得したほうがよい」と思う人の割合が、育児休業は83.7%、介護休業は89.6%でした。



女性が働き続けるためには制度の充実と周囲の理解

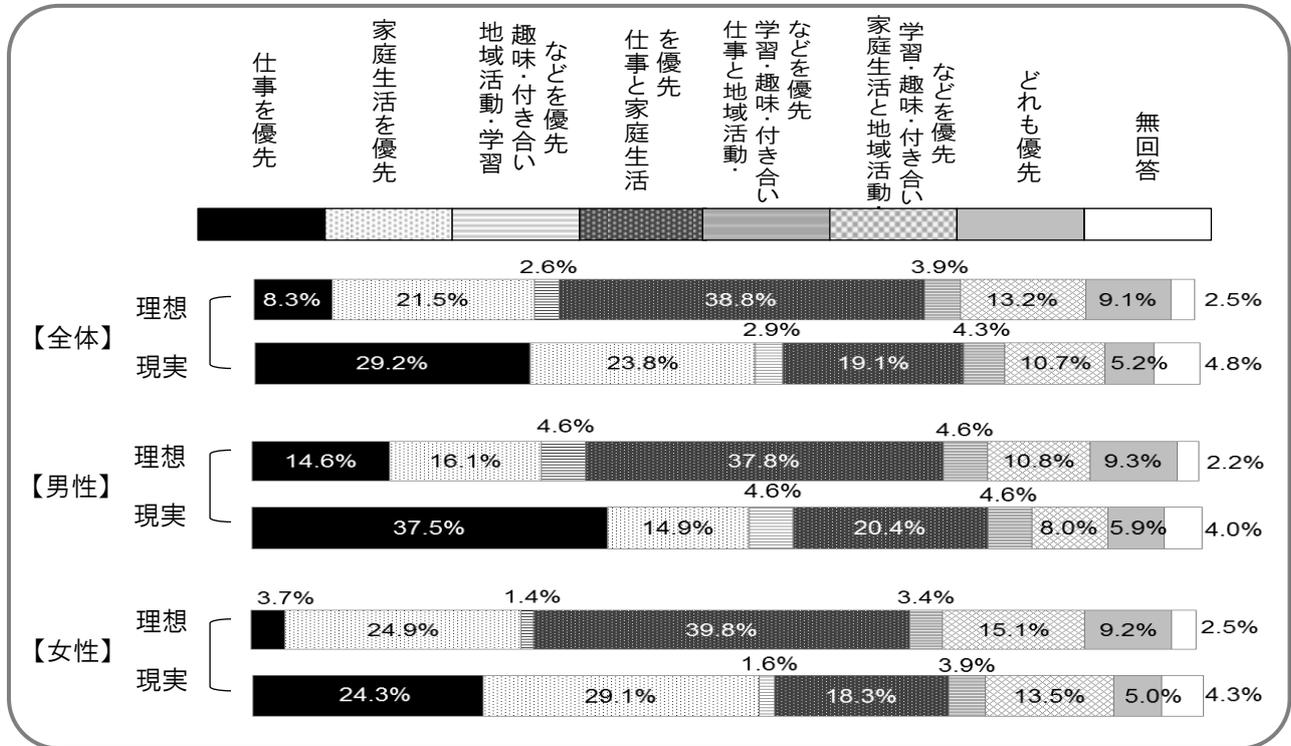
女性が職業を持ち続けるために必要だと思うことについては、上位4つが同程度あり、制度の充実だけでなく、周囲の理解が必要とされていることがわかります。



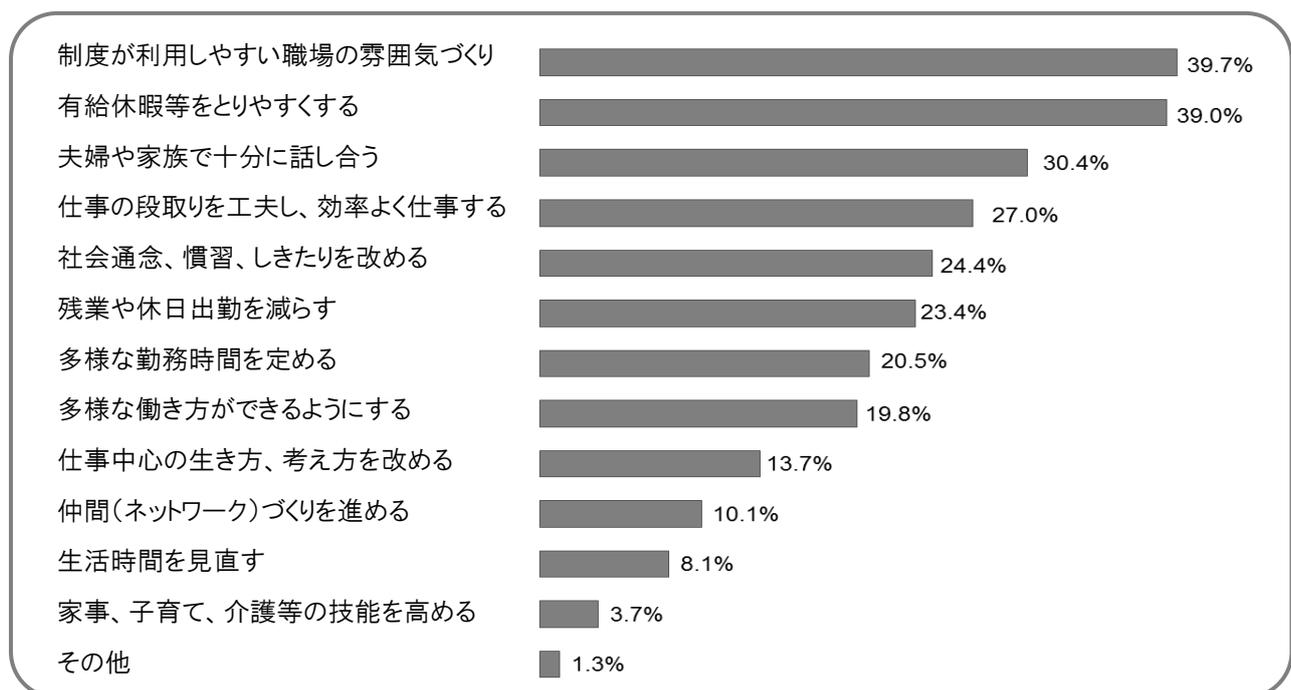
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について

「仕事と家庭生活を優先」したい人が多数。理想と現実にギャップ

生活の中で「仕事と家庭生活を優先」したいと思っている人の割合が男女とも高いですが、現実には、男性は「仕事を優先」、女性は「家庭生活を優先」または「仕事を優先」している人の割合が大幅に高くなっています。



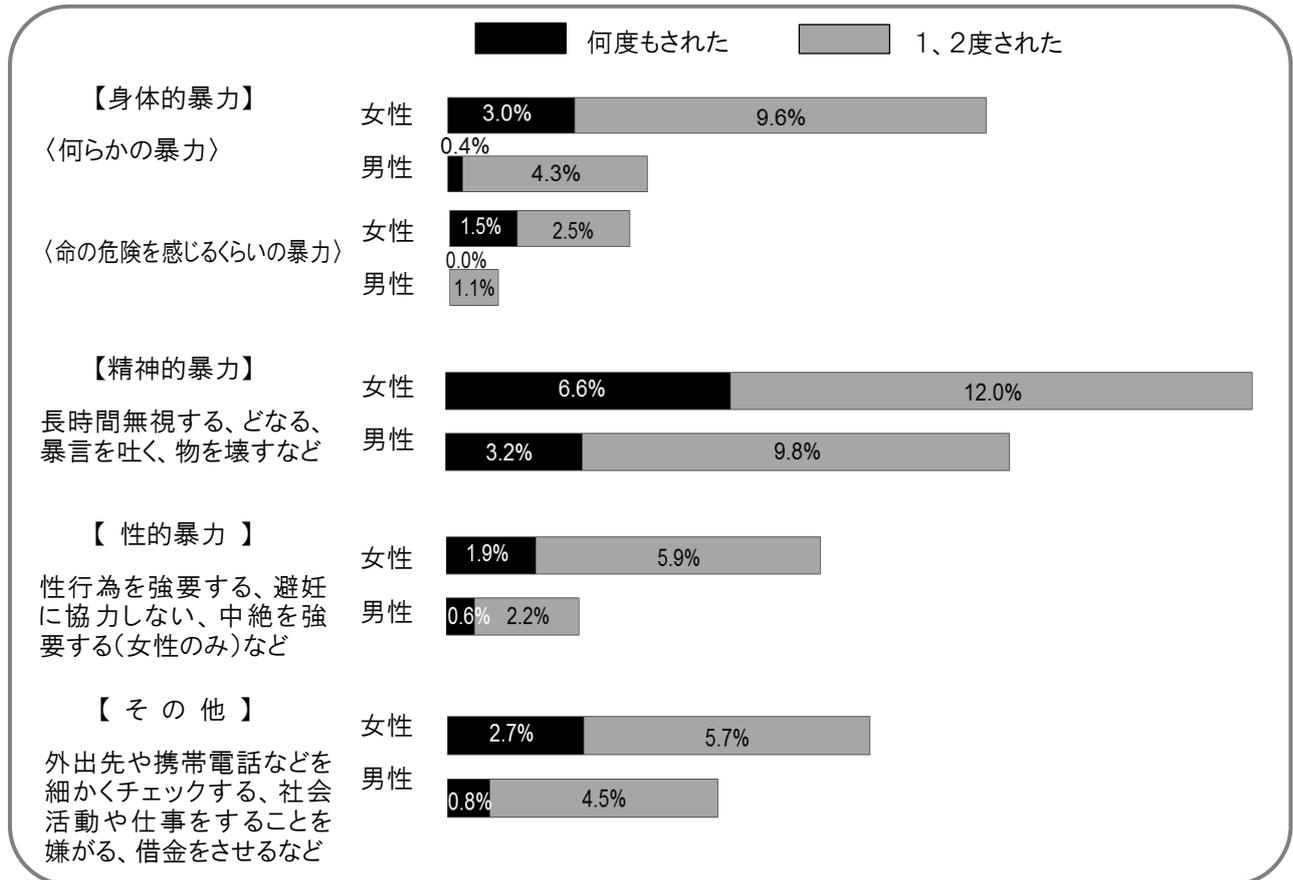
ワーク・ライフ・バランス実現のためには、制度を利用しやすい雰囲気づくり
「制度が利用しやすい職場の雰囲気づくり」、「有給休暇をとりやすくする」が多くなっています。



配偶者からの暴力について

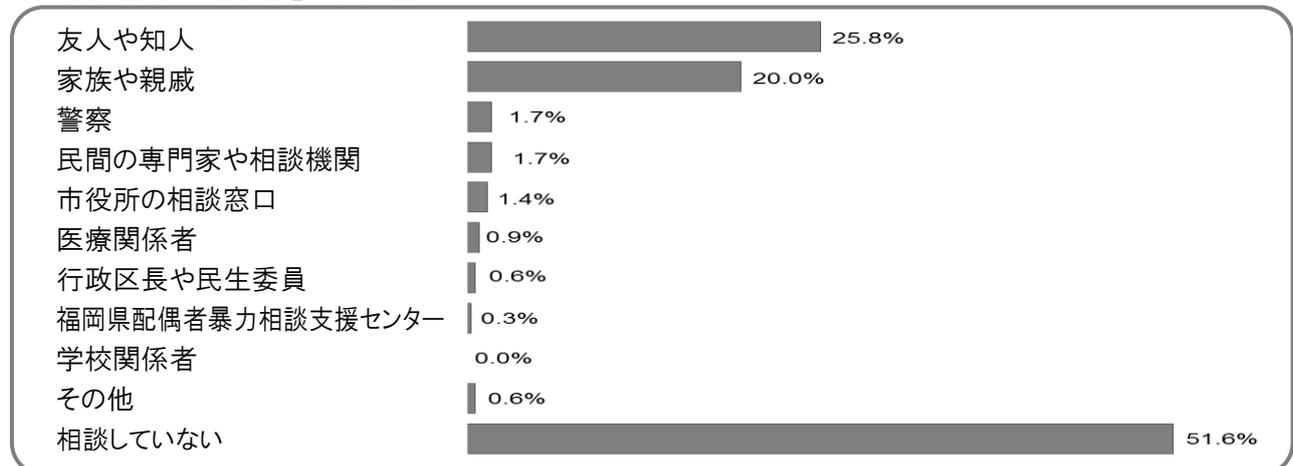
女性の8人に1人が身体への暴力を受けたことがある

女性の12.6%（8人に1人）、男性の4.7%（21人に1人）が「何らかの暴力」を受けたことがあると答えており、女性の4%（25人に1人）が「命の危険を感じるくらいの暴力」を受けたことがあると答えました。暴力の中で最も多いのが精神的暴力で、中でも「大声でどなる」でした。



誰にも相談していない人が5割超

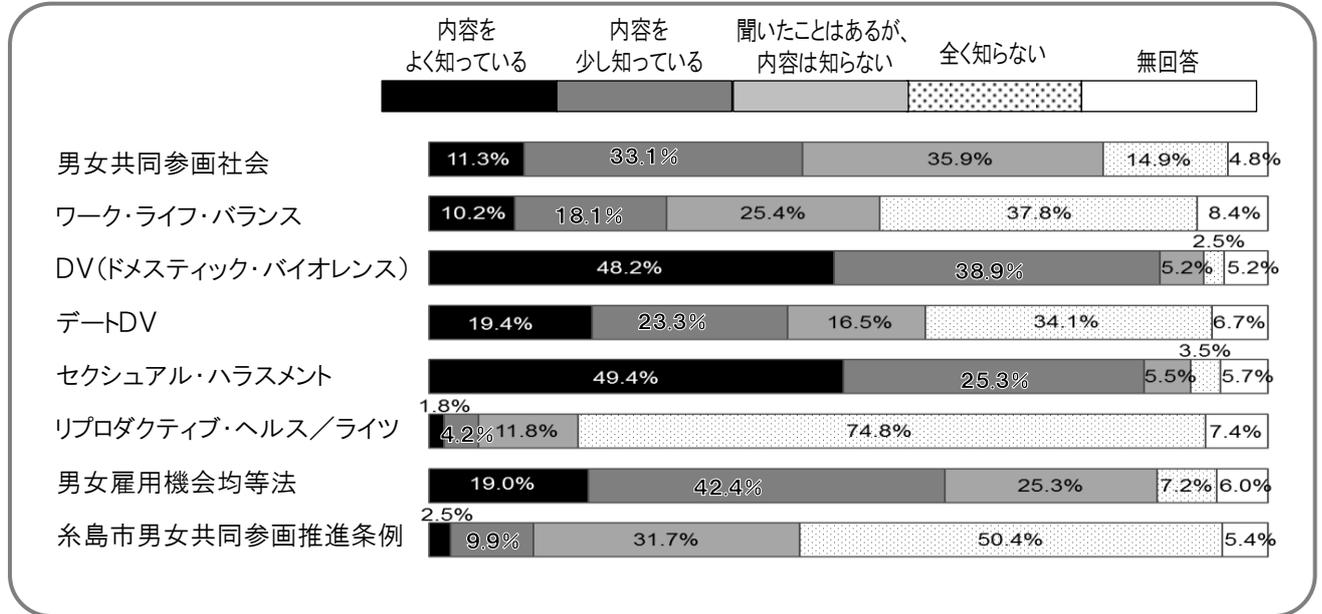
いずれかの暴力を受けた人のうち「相談していない」人の割合は51.6%で、理由として最も多かったのが「相談するほどのことではないと思ったから」、次いで「自分にも悪いところがあると思ったから」でした。



男女共同参画を進めるための取組について

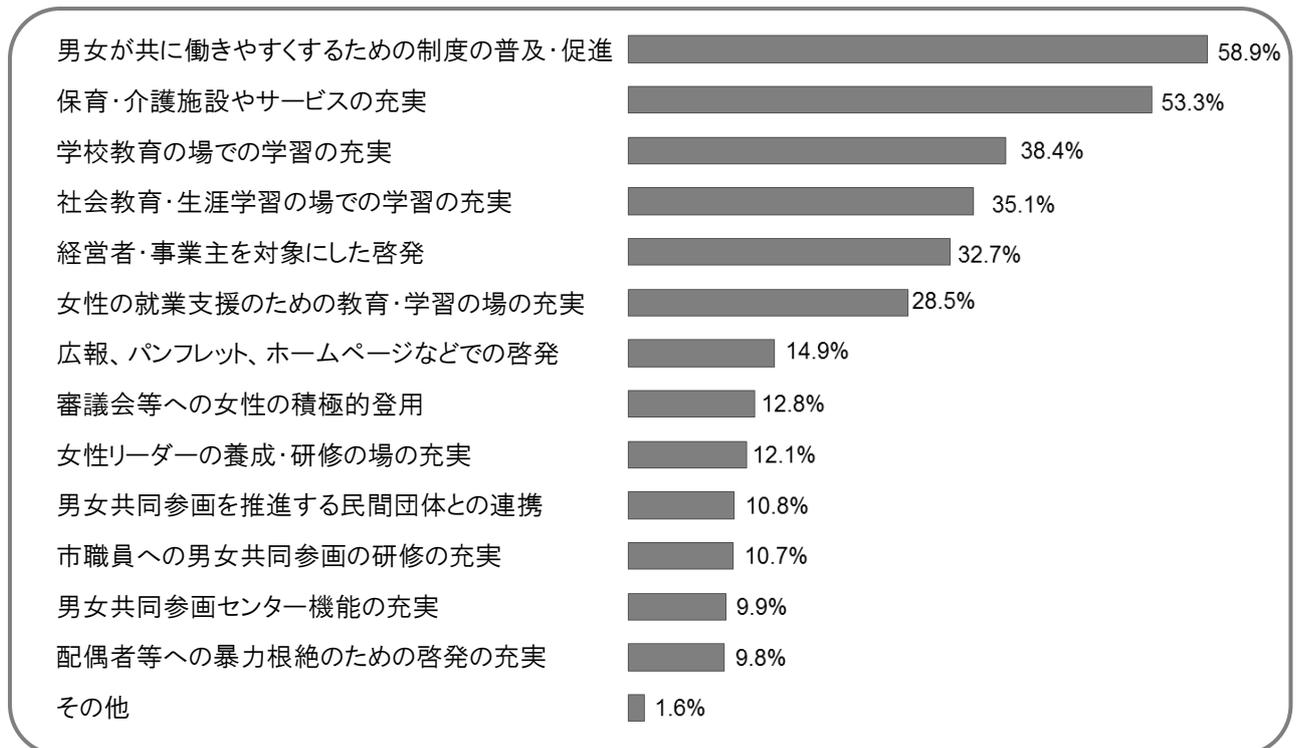
「男女共同参画社会」の言葉の認知度は44.4%

男女共同参画社会に関連する言葉の認知度が高かったのは、「DV」(87.1%)、「セクシュアル・ハラスメント」(85.3%)でした。「男女共同参画社会」は44.4%でした。



男女共同参画社会の実現のために市に望むのは制度の普及・促進

男女共同参画社会づくりのために市が力を入れていくべきことについては「男女が共に働きやすくするための制度の普及・促進」が最も多く58.9%、次いで「保育・介護施設やサービスの充実」が53.3%でした。



男女共同参画をめぐる国内外の主な動き

年	世界	日本	福岡県
1975年 (S50)	国際婦人世界会議(第1回)開催(メキシコシティ) 「国連婦人の10年」を宣言	総理府に「婦人問題企画推進本部」及び「婦人問題企画推進会議」を設置	
1976年 (S51)	国際人権規約発効 「国連婦人の10年」スタート		
1978年 (S53)			「婦人問題関係行政推進会議」を設置 「婦人問題懇話会」発足
1979年 (S54)	国連総会「女子差別撤廃条約」採択	国際人権規約批推	「婦人対策室」を設置
1980年 (S55)	世界会議(第2回)開催(コペンハーゲン)	「女子差別撤廃条約」署名	「福岡県行動計画」策定
1981年 (S56)	「女子差別撤廃条約」発効		
1985年 (S60)	「国連婦人の10年」最終世界会議(第3回)開催(ナイロビ) 「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」採択	「国民年金法の一部を改正する法律」(女性の年金権の確立)成立 「男女雇用機会均等法」公布 「女性差別撤廃条約」批准	婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出
1986年 (S61)		「男女雇用機会均等法」施行	第2次「福岡県行動計画」策定
1988年 (S63)		「改正労働基準法」施行	
1991年 (H3)		「育児休業法」公布	
1992年 (H4)		「育児休業法」施行 「婦人問題担当大臣」設置	
1993年 (H5)	第48回国連総会 「女子に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	「短時間労働者の雇用管理の改善などに関する法律」施行	
1994年 (H6)	「人権教育のための国連10年」決議	総理府に「男女共同参画室」と「男女共同参画審議会」設置	
1995年 (H7)	「第4回世界女性会議」開催(北京)	「育児休業法」を改正し「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」	
1996年 (H8)		「男女共同参画2000年プラン」策定	第3次「福岡県行動計画」策定 福岡県女性総合センター「あすばる」開館
1997年 (H9)		「男女雇用機会均等法」改正	
1999年 (H11)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」採決	「改正男女雇用機会均等法」、「改正労働基準法」施行 「育児・介護休業法」全面施行 「男女共同参画社会基本法」公布、施行	

年	世界	日本	福岡県
2000年 (H12)	国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク)	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布 「男女共同参画基本計画」策定	「福岡県男女共同参画社会づくり検討委員会」設置
2001年 (H13)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法) 交付、一部施行 「育児・介護休業法」の改正、一部施行(育児休業の取得等を理由とする不利益取扱い禁止等)	「福岡県男女共同参画推進条例」交付施行
2002年 (H14)		「DV防止法」全面施行 「改正育児・介護休業法」全面施行	「福岡県男女共同参画計画」策定
2003年 (H15)		「次世代育成支援対策推進法」公布、一部施行 「少子化社会対策基本法」公布	「福岡県女性総合センターあすばる」から「福岡県男女共同参画センターあすばる」へ改称
2004年 (H16)		「DV防止法」改正(保護命令の拡充など)、施行 「育児・介護休業法」改正(休業制度の拡充)	
2005年 (H17)	北京+10(第49回国連婦人の地位委員会)開催 宣言文採択	「次世代育成支援対策推進法」全面施行 「改正育児・介護休業法」施行 「第2次男女共同参画基本計画」策定	
2006年 (H18)		「男女雇用機会均等法」改正(男性に対する差別の禁止、間接差別の禁止等)	「第2次福岡県男女共同参画計画」策定 「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定
2007年 (H19)		「改正男女雇用機会均等法」施行 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 「DV防止法」改正(保護命令の拡充など)	
2008年 (H20)		「改正DV防止法」施行 「次世代育成支援対策推進法」改正	
2009年 (H21)		「育児・介護休業法」改正(短時間勤務制度導入の義務付けなど)	
2010年 (H22)		「改正育児・介護休業法」施行 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を改正 「第3次男女共同参画基本計画」策定	

年	世界	日本	福岡県
2011年 (H23)	ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関 (UN Women) 発足		「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 「第3次福岡県男女共同参画計画」策定
2013年 (H25)		「DV防止法」改正(配偶者の範囲の拡大)、施行	
2015年 (H27)		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」施行	
2016年 (H28)		「第4次男女共同参画基本計画」策定	「第4次福岡県男女共同参画計画」策定

年	糸島市
2010年 (H22)	「糸島市男女共同参画社会推進条例」公布、施行 「糸島市男女共同参画社会推進計画策定委員会」設置 「糸島市男女共同参画社会推進本部」設置 「糸島市男女共同参画審議会」設置 男女共同参画センターラポール、男女共同参画センターかがやきの2館体制
2011年 (H23)	「糸島市男女共同参画社会基本計画(平成23年度—27年度)」策定
2013年 (H25)	人権政策課から人権・男女共同参画推進課へ改称
2014年 (H26)	「第1回糸島市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2015年 (H27)	男女共同参画センターを1本化し、機能をラポールに統合
2016年 (H28)	「糸島市男女共同参画社会基本計画(平成23年度—27年度)」策定 糸島市男女共同参画都市宣言実施 糸島市男女共同参画シンボルマーク決定

用語解説

用 語	意 味
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	<p>育児や介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立を図るため、事業主が講じるべき措置を定めた法律。高齢化の進展や家族形態の多様化、介護休業制度整備の必要性の高まりを受け、平成 7（1995）年に「育児休業法」を改定し制定された。</p> <p>平成 15（2003）年の改正では、仕事と家庭の両立支援対策を充実するため、育児・介護休業の取得等を理由とする解雇の禁止に加えて、その他の不利益な取扱いの禁止も規定された。</p> <p>平成 21(2009)年の改正では、子育て期の短時間勤務制度・所定外労働の免除の義務化、子の看護休暇の拡充、男性の育児休業取得を容易にするための「パパ・ママ育休プラス」の創設などが盛り込まれた。</p>
SNS	<p>ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスを言う。</p>
NPO	<p>一般に行政、企業とは別に、あらゆる分野で社会活動を行う民間非営利組織・団体（Nonprofit Organization）のことを言う。目的達成に重点を置き、収入から費用を差し引いた利益を関係者に分配しない非政府、民間の組織で、わが国では市民活動を中心として捉えることが多い。</p> <p>平成 10（1998）年、これに法人格を与え支援するための「特定非営利活動促進法（NPO法）」が成立し、NPOは医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、女性など多方面に広がりを見せている。</p>
次世代育成支援対策推進法	<p>平成 15（2003）年に制定された法律。日本における急速な少子化の進行の対策を主に盛り込み、地方公共団体や事業主等に行動計画の策定をはじめとした次世代育成支援対策の推進の責務を明らかにしている。この法に基づき、301人以上の従業員を雇用する事業主は、次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育てられるようにするための取組を行い、その具体案を明記した「一般事業主行動計画」を策定し、厚生労働省へ届け出ることが義務付けられている。</p> <p>平成 17（2005）年 4 月 1 日から 10 年間の時限立法であったが、平成 37（2025）年 3 月までに延長された。</p>

ジェンダーギャップ指数 (G G I)	<p>スイスのジュネーブに本部を置く民間団体「世界経済フォーラム」が毎年発表する指数で、各国内の男女間の格差を数値化したもの。国連統計などを基に4つの分野ごとに算出される。①経済（労働人口、所得、管理職、専門職の男女比）、②教育（識字率、初中高等教育への進学率の男女比）、③健康（出生時、平均寿命の男女比）、④政治（議会議員、大臣職の人数の男女比）。</p> <p>ジェンダー・ギャップ指数が0に近いほど不平等、1に近いほど平等であることを示す。</p>
ジェンダー不平等指数 (G I I)	<p>国連開発計画（UNDP）が発表する男女格差を表す指数で、国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。5つの指標を用いて男女間の不平等を測定する。①妊産婦死亡率、②若年（15～19歳）女性1,000人あたりの出産数、③国会議員女性割合、④中等教育以上の教育を受けた人の割合、⑤労働力率。</p>
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性の活躍推進法)	<p>女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的に、2015（平成27）年8月に制定された法律。施行から10年間の時限立法である。</p> <p>国・地方公共団体、301人以上の大企業は、自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出・周知・公表、自社の女性の活躍に関する情報の公表を行わなければならない（300人以下の中小企業は努力義務）。</p>
ストーカー行為	<p>特定の人物やその配偶者・親族などに対し、つきまとい、待ち伏せ、粗野・乱暴な言動、監視していると告げる行為、面会・交際の強要、連続した電話やファックス・電子メールの送信、汚物など嫌悪感を催すものの送付、性的羞恥心を害する文書や図面等の送付などを繰り返すこと。</p>
性暴力	<p>社会的に形成される男女の性差（ジェンダー）に基づくあらゆる暴力行為。主に女性に対して損害や苦痛を与え、人間としての尊厳を侵害する力の行使を指す。ドメスティック・バイオレンス（DV）、痴漢、ストーカー行為、強姦（レイプ）のこと。</p>
セクシュアル・ハラスメント	<p>いわゆる「セクハラ」、性的いやがらせのこと。相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、衆目に触れる場所でのわいせつな写真の掲示など、さまざまな様態のものが含まれる。</p> <p>特に雇用の場では、相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって仕事をすることで一定の不利益を与えること（対価型）、あるいは繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること（環境型）ととらえられており、「男女雇用機会均等法」の改正によって、職場のセクシュアル・ハラスメント防止のため、事業主には措置が義務付けられた。</p>

男女共同参画社会基本法	<p>男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現とすることが緊要であることから、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律。平成 11（1999）年 6 月公布、施行。</p>
地域包括ケアシステム	<p>地域住民に対し、(1) 医療 (2) 介護 (3) 介護予防 (4) 住まい (5) 生活支援サービスの 5 つのサービスを、関係者が連携、協力して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組み。</p> <p>体制の整備には、地域ごとに異なる課題や実情に応じた対策が必要となるため、現在も様々な取組や研究が行われている。</p>
デートDV	<p>婚姻関係にない交際相手からの暴力。「DV」の項参照。</p>
DV（ドメスティック・バイオレンス）	<p>夫婦や恋人など親密は間柄にある男女間における身体的、精神的、性的な暴力。</p>
人間開発指数（HDI）	<p>国連開発計画による指数で、「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の 3 つの側面を簡略化した指数。具体的には、平均寿命、教育水準（成人識字率と就学率）、調整済み一人当たり国民所得を用いて算出している。</p>
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	<p>配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律で、平成 13（2001）年に制定された。平成 16（2004）年、19（2007）年、25（2013）年に一部改正。生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、DV防止法を準用することとなった。</p> <p>この法律は、配偶者等からの暴力を「暴力」と認め、かつ、それが「犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」であると規定し、暴力や人権侵害の根絶を図るために、保護命令制度の規定、女性相談や女性相談員の位置付け、関係機関相互の連携協力の義務付けなど、被害者支援のための仕組みを規定している。</p>
パワー・ハラスメント	<p>同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為を指す。上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して行われる場合もある。</p> <p>暴行や脅迫、仲間外しなどの行為のほか、能力を超えたり、程度の低い業務の強制、私的なことへの過度な立ち入りなども含まれる。</p>

<p>貧困の世代間連鎖</p>	<p>貧困世帯の子どもにとって、幼少期の経済的不利益が学歴、健康、住居、家庭環境、意欲など様々な面で社会的排除をもたらし、親から子への貧困の世代間連鎖の要因となりうる。貧困の悪循環。</p>
<p>ファミリー健診</p>	<p>糸島市で実施している健診で、4ヶ月児健診時に母親の血圧測定、尿検査を行い、必要に応じて健康指導を行うもの。</p>
<p>リプロダクティブ・ヘルス／ライツ</p>	<p>女性は、妊娠や出産のために、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することから、平成6（1994）年の国連の国際人口・開発会議において掲げられた概念であり、女性の人權の重要なひとつとして認識されている。女性が身体的、精神的、社会的に良好な状態により、安全な性生活を営み、子どもをいつ何人産むか、また産まないかを責任をもって管理し、自己決定する権利を当事者である女性自身に認めようとする考え方で、妊娠、出産、中絶に関わる女性の生命の安全や健康を重視したもの。</p>
<p>ロール・モデル</p>	<p>将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考えたりする際に参考となる人物など。行動の規範となる存在、お手本のこと。</p>
<p>ワーク・ライフ・バランス</p>	<p>仕事と生活の調和。働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。様々なライフスタイルや、子育て期、親の介護などを行う中高年期といった人生の各段階におけるニーズに合わせて多様な働き方・生き方を選べるワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けて、国と地方公共団体、企業、働く方が一体となって取り組むため、「仕事と生活の調和憲章」と「仕事と生活の調和のための行動指針」が平成19（2007）年12月に策定<平成22（2010）年6月改定>された。</p>

